

第5章 基本方向ごとの施策

基本方向1

チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

すべての学校において、個々の教員の力量のみに頼るのではなく、校長のリーダーシップのもとで、学校の組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。そのうえで、教員同士が主体的に学び合い、授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域人材の力を活用し組織的・協働的に取り組む「チーム学校」の仕組みを構築して、学校の教育目標の実現や教育課題の解決を図ります。

こうした取組は、公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会との連携・協働のもとで進めています。

《小・中学校》

1 知・徳・体に共通する課題・対策

課題

- 各学校において児童生徒に育成すべき力が明確化・共有化されていない状況があります。また、育成すべき力を実現するための取組も教員の個業に任せられることが多く、教職員が組織的・協働的に活動できていない実態があります。

対策 1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【概要】

学校において授業力の向上や生徒指導の充実などの組織的な取組が徹底しない背景には、学校の組織が、少数の管理職と多数の教員で構成され、かつ、管理職以外の教員が横一線に並んでいるため、担当業務ごとの責任者を中心とした組織的な取組を推進することが難しい体制であること、また、授業をはじめとする教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられる部分が大きいことなどがあります。

このため、学校経営計画のさらなる充実と徹底に向けた支援の充実・強化やシンプルなビジョン等の設定、学校の組織体制の強化など、全教職員が学校の目標や課題を共有する仕組みや、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチーム学校としての体制を構築します。

【主な取組】

①全小・中学校で策定している学校経営計画について、成果（アウトカム）を重視した数値目標を設定したうえで、P D C Aサイクルにより取組状況を点検・検証しながら、計画のさらなる充実と取組の徹底を図っていきます。こうした取組を支援するため、退職校長や県教育委員会の指導主事の訪問指導・助言等を充実・強化します。

（具体的な事業）

- ・学力向上のための学校経営力向上支援事業
- ・中学校組織力向上のための実践研究事業

②全小・中学校において、学校経営計画に基づくシンプルなビジョンや数値目標の設定等を教職員の参画のもとで行うなど、全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取組を行う仕組みを構築します。

(具体的な事業)

- ・学力向上のための学校経営力向上支援事業

③校長を中心とした学校の組織マネジメント力のさらなる強化を図り、授業力の向上や生徒指導の充実などの具体的な取組を組織的に推進していくため、組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充します。

(具体的な事業)

- ・中学校組織力向上のための実践研究事業

④管理職の資質・指導力を育成するために、主幹教諭から校長までを対象とする学校組織マネジメントを中核に据えた体系的な研修の内容のさらなる充実を図ります。

(具体的な事業)

- ・管理職育成プログラム

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：68.4% ・中：58.7%	全国平均 ・小：59.4% ・中：52.0%	・小：80%以上 ・中：70%以上
校長に占める「管理職育成プログラム」修了者の割合	・小：33.8% ・中：39.8%		・小：75%以上 ・中：78%以上

課題

- ・学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、育成すべき力を身に付けさせるためには学校内の資源だけでは十分ではない状況があります。

対策 1-(2) 地域との連携・協働の推進

【概 要】

将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きる力を身に付けていくためには、社会とのかかわりの大切さを学ぶことが不可欠です。そのためには、地域の大人が学校の活動にかかわり、多様な体験活動などを通じて子どもたちの社会性を育むとともに、学校と連携しながら地域全体で子どもたちを見守り育てる体制をつくることが必要です。

また、教員の多忙化・業務の複雑化が指摘される中で、学校の活動に地域住民が参画することは、教員が子どもとしっかりと向き合う時間の確保にもつながります。

このため、学校と地域の連携・協働によるチーム学校として教育支援活動を積極的に推進します。

【主な取組】

①すべての学校に地域と連携・協働する体制が構築されることを目指し、地域住民が学校における学習活動や部活動、学校行事、校内環境の美化、登下校の見守りなどを支援しながら、子どもたちの成長を支える学校支援地域本部の設置を促進します。また、活動の充実を図るため、地域住民を中心に人材の発掘・登録、マッチングを円滑に行う仕組みを拡充します。

(具体的な事業)

- ・学校支援地域本部等事業

②子どもたちが放課後等に安全・安心な居場所で学習などに取り組みながら過ごすことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、放課後児童支援員等を対象とした研修の実施等により、活動内容の充実を図ります。

(具体的な事業)

- ・放課後子どもプラン総合推進事業

対策 1-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学校支援地域本部が設置された学校数	・小:56 校 ・中:30 校		・小:150 校 ・中:80 校
放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率(小学校)	93%		95%以上
学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人があなたの活動に参加してくれると回答した学校の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)	・小:77.7% ・中:61.5%	全国平均 ・小:84.1% ・中:69.7%	・小:100% ・中:100%

対策 1-(3) 外部・専門人材の活用の拡充

【概要】

学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化し、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材の力も借りながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。

学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻く様々な教育課題に対応するため、多様な人材(学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員等)の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

【主な取組】

①学力の定着状況に課題のある児童生徒へのきめ細かな学習指導・支援を充実するために、地域の人材や大学生等の学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習を充実・強化します。

(具体的な事業)

- ・放課後等における学習支援事業

②教育相談支援体制の充実・強化を図るために、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーの配置をさらに拡充します。

(具体的な事業)

- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

③課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援を充実するため、不登校の発生率が高い市町村の教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、アウトリーチ型の支援活動を行う体制を整備します。

(具体的な事業)

- ・スクールカウンセラー等活用事業

④各学校における運動部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を創出するために、専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートができる運動部活動支援員の配置をさらに拡充します。

(具体的な事業)

- ・運動部活動総合支援事業

対策 1-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
放課後等学習支援員の配置校数	・小:45 校 ・中:46 校		・小:100 校以上 ・中: 70 校以上
スクールカウンセラーの配置校数(配置率)	・小:135 校 (68.9%) ・中:107 校 (100.0%)	国 の 目 標 配 置 率 ・小:65% ・中:100%	小・中学校とも に 100%
スクールソーシャルワーカーの配置状況	27 市町村		全市町村
運動部活動支援員を派遣した部の数・割合(中学校)	47 部 (5.7%)	運動部総数 ・831 部	200 部以上 (約 25%以上)

課題

- ・発達障害等特別な支援が必要な児童生徒が増えており、障害の状況に対応した適切な指導を行うための教員の専門性や組織的な指導・支援が十分ではありません。

対策 1-(4) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実**【概要】**

特別な支援を必要とする児童生徒の割合が増加している中、発達障害等のある児童生徒の特性に応じた授業づくり、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成、活用による指導・支援の充実が求められています。

このため、教員の専門性の向上、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを推進するとともに、各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎが行われるための仕組みの構築をチーム学校で進めています。

【主な取組】

①児童生徒の学習意欲の向上に向け、発達障害等のある児童生徒の特性に応じたユニバーサルデザインに基づくすべての児童生徒が「分かる」「できる」授業づくりを進めます。

(具体的な事業)

- ・ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業

②発達障害等のある子どもに対し、保育所・幼稚園等から小・中学校への計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した校種間の引き継ぎを充実・強化します。

(具体的な事業)

- ・ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業

③発達障害等のある児童生徒への支援を充実するため、特別支援教育学校コーディネーターを中心とした校内委員会等において個別の指導計画を作成したうえで、指導目標、指導内容・方法を定期的に検討し、校内での組織的な指導・支援を継続的に行います。

対策 1-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
「個別の指導計画」を作成している学校の割合(公立小・中)	・小: 91.7% ・中: 73.8%	全国平均 ・小: 81.8% ・中: 65.8%	・小: 100% ・中: 100%
発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した学校の割合	・小: 47.7% ・中: 28.6%		・小: 90%以上 ・中: 90%以上
ユニバーサルデザインの視点を大切にした研究授業の実施率	・小: 48.5% ・中: 44.4%		・小: 100% ・中: 100%

2 「知」の課題・対策

課題

- 中学校の学力（特に数学）が、全国と比べて低い水準にあります。
- 小・中学校ともに思考力・判断力・表現力に弱さがみられます。

対策 2-(1) 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築

【概要】

本県の中学校の学力に課題があることの要因として、授業が個々の教科担任に任せられている部分が多く、学校全体で組織的に授業力の向上や授業改善を進める仕組みが十分整っていないことがあります。

このため、中学校における「タテ持ち」の導入や教科会の活性化、学校組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置拡充、授業改善プランの作成・実施等により、学力向上に向けて教員が協働して取り組むチーム学校の仕組みを構築します。

【主な取組】

①同一教科の担任が複数配置されている中学校において、一人の教員が複数学年を担当する「タテ持ち」の導入を促進することや、教科ごとの授業改善・教材研究を進めるために設置している教科会などで、教科主任や経験と力量を備えた教員が若い教員を指導するといった、授業力の向上に向けて教員同士が学び合い高め合う仕組みを構築します。

②各学校において、授業力の向上や授業改善に向けた組織的・協働的な取組を推進するため、教科の組織的な指導体制の中核となる主幹教諭の配置を拡充します。

(具体的な事業)

①～②

- 中学校組織力向上のための実践研究事業

③中学校の授業改善を推進するため、すべての中学校において、国語・社会・数学・理科・英語の授業改善プランを作成し、思考力・判断力・表現力を育む授業づくりを進めるとともに、プランに基づく授業実践について、県教育委員会の指導主事等がすべての中学校を訪問し、指導・助言を行う取組を徹底します。

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学習指導・評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：30.1% ・中：29.4%	全国平均 ・小：42.1% ・中：36.1%	全国平均以上
言語活動について、国語科だけでなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体で取り組んでいる学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：28.0% ・中：26.6%	全国平均 ・小：34.4% ・中：31.6%	全国平均以上

対策 2-(2) 教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築

【概 要】

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等、変化の激しい時代を生き抜く子どもたちに必要な資質・能力を育成するためには、「何を教えるか」「何を学ぶか」という知識の質や量の改善だけでなく、「どのように学ぶか」「どのような能力を育成すべきか」という、学びの質や深まり、また、能力の育成を重視することと併せて、学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行うことが必要です。

そのためには、基礎的な知識・技能を習得するとともに、実社会や実生活の中で、自ら課題を発見し、その解決に向けて知識や技能を活用したり、また、主体的・協働的に探究していくような学習活動を行うことが大切です。

本県の児童生徒の学力の課題に対応するためには、こうした時代の要請を分析し、これからを生きる子どもたちに身に付けるべき能力や態度、あるいはそれを育成するための学習内容や指導方法を記した学習指導要領等をしっかり研究・研修すること、また、教員同士が刺激し合い教え合って教科の専門性を高め、指導力を磨き合っていくことが必要です。特に、今後増加していく若手教員の育成にとっても不可欠なことであると考えます。

そのような意味でも、O f f - J T や O J T を充実し、探究的な授業づくりを推進すること、また、授業研究等の活性化、授業公開のさらなる推進、授業スタンダードの徹底等により、教員の教科指導力を高める機会を充実させます。

【主な取組】

①教科指導力の向上に向けて、若手の教員を対象とする数学などの集中研修や、学力上位県への教員派遣、また、大学との連携等による中核教員の育成など、各教科において経験年数や実態に応じたO f f - J T の充実・強化を図ります。

(具体的な事業)

- ・算数・数学学力向上実践事業
- ・英語教育推進プロジェクト事業
- ・外国語教育推進プラン実践事業
- ・理科教育推進プロジェクト
- ・学校の力を高める中核人材育成事業

②学校における校内研修の質的・量的な充実を図るため、各学校の研究主任を対象とした協議会を実施するとともに、各教科の授業改善プランに基づいて指導主事が教員の指導力向上に向けた指導・助言を行います。

(具体的な事業)

- ・中学校組織力向上のための実践研究事業

③本県における授業スタンダードを明示した冊子を全教職員に配布し、教育センターと教育事務所が連携して授業改善指導を徹底することで、全小・中学校でスタンダードに基づく授業が展開できる仕組みづくりを推進します。

また、急増する若年教員の指導力の向上に向けては、指導の手引書等をまとめた教員必携を配布し、活用を推進します。

(具体的な事業)

- ・総合的な教師力向上のための調査研究事業
- ・若年教員育成プログラム

④探究的な授業の確立に向けて、研究指定校における探究的な学習の研究・実践、NIE活動や学校図書館活動と連携した研究を進め、その成果を県内に普及・徹底するとともに、教育センターのすべての年次研修にアクティブ・ラーニングの内容を取り入れた研修を導入します。

(具体的な事業)

- ・探究的な授業づくりのための教育課程研究実践事業
- ・探究的な授業づくりのための教育課程研究実践事業(学校図書館活用型)

⑤学校内だけでは授業力の向上に向けた取組が十分できない中山間地域の小規模校等において、近隣の小規模校同士が連携し授業研究等の活性化を図るネットワークを構築します。

(具体的な事業)

- ・中山間地域小規模・複式教育研究指定事業

⑥数学を担当する教員の授業力の向上を図るために、教育事務所及び高知市教育委員会に、数学専任の指導主事を新たに配置し、数学担当教員への訪問指導・支援を強化します。

⑦校内外の他の教員や地域の方々等に実際に授業を見られることが教員の指導力の向上に効果的であることから、各学校において日常的に授業を公開する取組をさらに推進します。

対策 2-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
授業の内容がよく分かると回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	<p>【国】 ・小: 38.5% ・中: 23.8%</p> <p>【算・数】 ・小: 49.4% ・中: 31.6%</p>	<p>全国平均 【国】 ・小: 37.5% ・中: 25.1%</p> <p>【算・数】 ・小: 46.9% ・中: 32.8%</p>	<p>【国】 ・小: 60%以上 ・中: 50%以上</p> <p>【算・数】 ・小: 60%以上 ・中: 50%以上</p>
総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導を行っている学校の割合(「よく行っている」と回答した学校の割合)	<p>・小: 17.1% ・中: 20.2%</p>	<p>全国平均 ・小: 24.0% ・中: 27.1%</p>	全国平均以上
授業のはじめに、授業の目標(めあて・ねらい)が示されていると回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	<p>・小: 61.0% ・中: 57.8%</p>	<p>全国平均 ・小: 57.5% ・中: 41.9%</p>	<p>・小: 80%以上 ・中: 80%以上</p>
授業の最後に、学習内容を振り返る活動が行われていると回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	<p>・小: 43.8% ・中: 24.4%</p>	<p>全国平均 ・小: 38.9% ・中: 19.4%</p>	<p>・小: 80%以上 ・中: 80%以上</p>

対策 2-(2)の指標(つづき)	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思うと回答した児童生徒の割合(当てはまると回答した割合)	・小:38.4% ・中:28.3%	全国平均 ・小:32.4% ・中:22.1%	・小:70%以上 ・中:70%以上

対策 2-(3) 児童生徒の学習の質・量の充実

【概 要】

学力と深い関係がある児童生徒の学習習慣について、授業時間以外での学習時間が増加傾向にあるなど、「量」の面では改善してきていますが、学習の内容や方法などの「質」の向上までには至っておらず、学力向上につながっていない状況がみられます。

このため、授業や家庭学習における単元テスト・学習シート等の教材の効果的な活用のさらなる促進、児童生徒の家庭学習の徹底など、学習の質・量の確保に向けた取組をチーム学校として組織的に推進します。

【主な取組】

①授業と家庭学習のサイクル化を推進するため、単元テストに活用の力を問う問題を追加するなど、個々の児童生徒の学力の定着状況を把握・分析する仕組みのさらなる充実を図るとともに、基礎学力を定着させるための学習シートなどの教材の効果的な活用を促進します。

(具体的な事業)

- ・算数・数学授業力向上事業

②思考力・判断力・表現力を育成するため、数学の思考力を養う問題集やコンテストの過去の問題等を授業等で活用する取組を推進します。

(具体的な事業)

- ・算数・数学授業力向上事業

③家庭学習の計画づくりと進捗管理、学習と部活動の調整等を行う主幹教諭の配置を拡充します。

(具体的な事業)

- ・中学校組織力向上のための実践研究事業

対策 2-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
平日の授業時間以外の学習時間が 30 分未満の児童生徒の割合	・小: 11.3% ・中: 15.0%	全国平均 ・小: 12.1% ・中: 13.9%	・小: 6%以下 ・中: 8%以下
児童生徒に家庭での学習方法等を具体例を挙げながら教えている学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小: 30.1% ・中: 23.9%	全国平均 ・小: 37.5% ・中: 29.2%	全国平均以上

対策 2-(4) 児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保

【概 要】

児童生徒の学力を向上させるためには、知識・技能、思考力・判断力・表現力を育むとともに、学習に主体的に取り組む態度を養うことが重要であり、児童生徒が自分の将来や学ぶことの意義について考える場面、知的好奇心や探究心をもって主体的・協働的に問題を解決するような学習活動を多く取り入れることが必要です。

このため、将来の社会的・職業的自立に必要な力を育むキャリア教育の推進、豊かな感性や学ぶ意欲を培う読書活動の推進、学ぶ楽しさを実感できるコンテストの開催等により、児童生徒の学習意欲を高めるための機会を確保します。

【主な取組】

①各学校のキャリア教育担当者を対象とした研修の実施や県独自教材の活用促進等により、各地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を支援するとともに、地域と連携したキャリア教育を推進します。

（具体的な事業）

- ・小中学校キャリア教育充実プラン

②児童生徒の読書活動の充実に向けて、「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、授業等における学校図書館の活用や市町村立図書館との連携、地域の民間団体や読書ボランティアとの連携による読み聞かせ等の実施、推薦図書リストの配付等による啓発などの取組を一層推進します。

（具体的な事業）

- ・読書活動推進事業

③児童生徒の学ぶ意欲の向上に向けて、コンテストの開催等により、探究することや未知の分野に挑戦することの楽しさを実感できる機会を提供します。

（具体的な事業）

- ・算数・数学オリンピックの開催（算数・数学授業力向上事業）
- ・科学の甲子園ジュニア高知県大会の開催（理科教育推進プロジェクト）

対策 2-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
平日の授業時間以外に 10 分以上読書をしている児童生徒の割合	・小: 68.1% ・中: 57.9%	全国平均 ・小: 64.2% ・中: 52.2%	・小: 75%以上 ・中: 70%以上

3 「徳」の課題・対策

課題

- ・暴力行為・非行が多く、近年は低年齢化が進んでいます。
- ・不登校が多く、特に中学校1年生で発生が著しく増加しています。
- ・依然としていじめが発生しています。

対策 3-(1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

【概要】

暴力行為や不登校等の生徒指導上の諸問題の改善には、児童生徒が学校全体の共感的な人間関係の中で自尊感情を育み、規範意識を身に付けることが有効です。

このため、学校においては、すべての教育活動を通じて、道徳教育や児童生徒が本来持っている力や良さを引き出す生徒指導、また、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組をチーム学校として組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成を図り、生徒指導上の諸問題の予防に努めます。

【主な取組】

①児童生徒に道徳性を育むため「特別の教科 道徳」の実施に向けて、道徳教育の専門性を備えたリーダー教員の育成、道徳の指導方法や評価の研究などを行い、道徳教育を推進します。

(具体的な事業)

- ・道徳教育改革プラン

②配慮が必要な児童生徒の情報共有や支援をつなぐための共同実践を進め、生徒指導上の諸問題などの未然防止を徹底するため、小・中学校合同の支援会議等を実施します。この成果を、生徒指導担当者・生徒指導主事の研修会等を通して県内の小・中学校に普及し、県内全域での実践を推進します。

(具体的な事業)

- ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

③児童生徒の人権意識を向上するとともに、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

(具体的な事業)

- ・人権教育推進事業

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
子どもの自尊感情や自己肯定感を育む、開発的・予防的な生徒指導が行われている学校の割合(十分できていると回答した学校の割合)	・小: 20.1% ・中: 12.5%		50%以上
道徳の授業を全学級で公開した学校の割合	・小: 92.3% ・中: 85.0%		・小: 100% ・中: 100%
10 の人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合	・小: 57.4% ・中: 56.8%		・小: 100% ・中: 100%

対策 3-(2) 生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築

【概 要】

生徒指導上の諸問題が起こる背景には、教職員の児童生徒理解が十分でないことや、校種間の学習内容等の違いから児童生徒が学校生活に適応できないなどの問題があります。

このため、小中連携の強化や中 1 ギャップの解消に向けた取組、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組など、生徒指導上の諸問題の未然防止に向けたチーム学校としての組織的な取組を推進します。

【主な取組】

①配慮が必要な児童生徒の情報共有や支援の引き継ぎを小・中学校間で適切に行うため、生徒指導担当者・生徒指導主事が児童生徒の持っている力を引き出す開発的な生徒指導に関する知識・理解を深めることや、小・中学校間の連携の推進に向けた合同の研修会を開催します。

(具体的な事業)

- ・生徒指導総合推進事業

②中学校入学後の教育環境や学習内容の変化などを原因として発生する中 1 ギャップを解消するために、すべての中学校において、入学後の早い段階での集団づくりを推進するとともに、生活や学習方法に関するガイダンスの実施を徹底します。

③いじめ問題等の防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進するため、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、いじめ問題等をテーマに実践交流や協議を行う交流集会を開催するとともに、その成果を各学校の取組に活かします。

(具体的な事業)

- ・いじめ防止対策等総合推進事業

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
中1ギャップ解消に向けて管理職や生徒指導主事を中心とした小中連携の取組が行われている学校の割合(十分できていると回答した学校の割合)	・小: 22.9% ・中: 23.9%		50%以上
学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、組織的に取り組んでいる学校の割合(「よく行っている」と回答した学校の割合)	・小: 59.1% ・中: 52.3%	全国平均 ・小: 55.8% ・中: 48.0%	・小: 70%以上 ・中: 70%以上

対策 3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

【概 要】

生徒指導上の諸問題については、その発見や対応が遅れることにより、場合によっては取り返しのつかない事態に至るおそれもあるため、教職員に対して児童生徒の観察や働きかけを通して、問題行動の早期発見や対応を奨励していきます。

特にいじめは、児童生徒の命に関わる事案として、学級担任が一人で抱え込むことがないよう、チーム学校として危機感を持った迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携や役割分担によるきめ細かな対応や支援を徹底します。

【主な取組】

①欠席した児童生徒が不登校に至らないよう、欠席直後の家庭訪問等により、児童生徒や家庭の状況を早期に把握し、課題がある場合には、学校組織をあげて課題の早期解決に努めます。また、教育相談支援機関による支援や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門人材の活用等により課題の解決を図ります。

(具体的な事業)

- ・心の教育センター教育相談事業
- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

②教員の生徒指導力を向上させるため、スクールカウンセラー等を講師とした児童生徒理解研修を全教職員を対象に実施します。また、支援が必要な児童生徒一人一人の課題に応じた支援を徹底するため、これまでの支援記録や今後の支援計画等を記載した支援シートを活用し、課題に応じた支援を徹底します。

(具体的な事業)

- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・生徒指導総合推進事業

③管理職や関係教員で組織する校内支援会に、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に参加させ、専門的な視点や個別支援のためのシートを活用した組織的対応を強化します。

(具体的な事業)

・生徒指導総合推進事業

④学校内のいじめ防止等の対策のための組織により、いじめ防止対策の進捗管理や評価を行うとともに、いじめが発見された場合には、この組織に情報を集約し、教職員間で共有して組織的に対応することにより、いじめの早期解決を図ります。

(具体的な事業)

・生徒指導総合推進事業

対策 3-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
いじめが解消した割合(いじめが解消した件数／いじめの認知件数)(公立小・中学校)	74.5% 73.9%	全国平均 (国公私立) ・小 89.9% ・中 86.4%	小・中学校とも に 90%以上
不登校の新規発生率	(公立) ・小: 49.1% ・中: 46.7%	全国平均 (国公私立) ・小: 63.4% ・中: 49.8%	・小: 30%以下 ・中: 35%以下

4 「体」の課題・対策

課題

- ・運動習慣が十分に定着していません。
- ・中学校の体力・運動能力が全国平均を下回っており、特に女子は、全国的にまだ低い水準にあります。
- ・痩身と肥満の傾向がみられます。
- ・運動部活動では、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていません。
- ・中山間地域における運動部活動では、競技種目が限定される場合があります。

対策 4-(1) 体育授業の改善

【概要】

小・中学校の体力・運動能力は向上の傾向にあるものの、運動時間が少ない児童生徒の割合が全国と比較して高く、運動習慣が十分に定着していません。

このため、授業の質を高め合うことができる仕組みづくりや学校組織全体で体力・運動能力の向上に取り組むチーム学校としての体制を整えることにより、運動好きな児童生徒を育てます。

【主な取組】

①小学校における体育授業の質を向上するため、具体的な運動例や技能のポイント、用具の工夫等を写真や図解等で分かりやすく学べる副読本や体育授業のヒント集、映像で学べる動画等の教材を充実し、その授業での活用を徹底します。

(具体的な事業)

- ・こうちの子ども体力向上支援事業

②柔軟性や調整力、全身持久力を高めるためのメニューを活用した中学校1年生の体力向上対策をすべての中学校で実施します。

(具体的な事業)

- ・こうちの子ども体力向上支援事業

③体育学習の評価に関する手引きを活用して、各学校において、その実態に応じて、適切な評価規準や評価方法の基準づくりを行います。

さらに、この基準に基づいて教科会の充実を図るなど、教員同士が日常的に授業の質を高め合う仕組みを作ります。

(具体的な事業)

- ・青少年体力向上事業

④小規模校等においては、学校内だけでは授業の質を高める取組が十分できないため、近隣の小規模校同士が連携して行う授業研究や小・中学校合同の研修会を実施し、授業力の向上を図ります。

(具体的な事業)

- ・青少年体力向上事業

⑤体育学習・健康教育の質的向上を支援するため、体力・健康教育に課題のある学校に体育学習・健康教育の専門的な知見のある退職校長等を派遣し、学校の課題を明確にしたうえで、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。

(具体的な事業)

- ・体育・健康アドバイザー支援事業

⑥体育授業の改善や家庭・地域・学校間の連携、運動の日常化などの保健体育の先進的な取組を推進するとともに、事例発表や実践事例集の作成、ホームページへの掲載などの手法により全中学校に普及します。

(具体的な事業)

- ・青少年体力向上事業

対策 4-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合	<ul style="list-style-type: none">・小男 7.4%・小女 13.9%・中男 10.2%・中女 28.6%	<ul style="list-style-type: none">全国平均・小男 6.6%・小女 13.0%・中男 7.1%・中女 21.0%	全国平均以下
体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合(楽しいやや楽しいと回答した割合)	<ul style="list-style-type: none">・小男 93.5%・小女 90.9%・中男 89.6%・中女 84.4%	<ul style="list-style-type: none">全国平均・小男 94.5%・小女 91.0%・中男 88.2%・中女 82.5%	<ul style="list-style-type: none">・小男 100%・小女 100%・中男 100%・中女 100%

対策 4-(2) 健康教育の充実

【概 要】

近年、運動不足や健康的な生活習慣の未定着などを背景として肥満や痩身など、健康面に課題がある児童生徒がみられます。

このため、学校組織全体で取り組む健康教育に関する研修の実施や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進することにより、健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

①初任者研修において健康教育に関する研修をすべての対象者に実施するとともに、各学校の健康教育の中核となる教員を対象に、教職員全体で取り組む健康教育に関する研修を実施し

ます。

また、退職養護教諭の派遣による経験が浅い養護教諭等への支援や、学校保健における健康教育、健康管理の充実のための学校保健課題解決協議会による課題解決に向けた取組を推進します。

(具体的な事業)

- ・健康教育充実事業

②小学校から高等学校まで系統立った健康教育の副読本の活用を徹底し、各学校における健康教育の充実と家庭や地域と連携した取組を進めます。

(具体的な事業)

- ・健康教育充実事業

③体育学習・健康教育の質的向上を支援するため、体力・健康教育に課題のある学校に体育学習・健康教育の専門的な知見のある退職校長等を派遣し、学校の課題を明確にしたうえで、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・体育・健康アドバイザー支援事業

対策 4-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	・小: 87.3% ・中: 80.8%	全国平均 ・小: 87.6% ・中: 83.8%	・小: 95%以上 ・中: 90%以上
肥満傾向児の出現率	・小男 11.7% ・小女 8.1% ・中男 9.1% ・中女 9.6%	全国平均 ・小男 9.7% ・小女 7.4% ・中男 7.5% ・中女 6.7%	全国平均以下

対策 4-(3) 運動部活動の充実

【概 要】

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育むとともに、各種大会等での活躍が仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗効果をもたらします。

本県においては、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた教育的配慮ある活動が実施されにくい状況がみられます。

このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどを行うことにより、運動部活動のさらなる充実を図ります。

【主な取組】

①技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者やスポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。

(具体的な事業)

- ・運動部活動総合支援事業

②将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチに必要な多様な資質・能力を身に付けるための内容を総合的に学ぶことができる研修会を実施します。

(具体的な事業)

- ・コーチアカデミー

③各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、これまで以上に県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。

(具体的な事業)

- ・競技スポーツ選手育成強化事業
- ・中学生競技力向上対策事業

④生徒の減少が進む中山間地域の学校における運動部活動のあり方や、指導者の資質向上等の課題を解決するため、関係者による検討会や研究会において、多様なスタイルの部活動や大会、効果的な指導方法、安全管理と事故防止の徹底などの研究や対策を実施します。

(具体的な事業)

- ・運動部活動総合支援事業

対策 4-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
運動部活動の加入率(中学校)	<ul style="list-style-type: none">・中男 63.8%・中女 41.7%・中男女 52.8%	<ul style="list-style-type: none">全国平均・中男 72.0%・中女 50.2%・中男女 61.1%	全国平均以上

《高等学校・特別支援学校》

1 知・徳・体に共通する課題・対策

課題

- 各学校において多様な学力や進路希望、障害の状況に対応した育成すべき力が明確化・共有化されておらず、育成すべき力を実現するための取組も教員の個業に任せられ組織化が十分でない状況がみられます。

対策 1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【概要】

学校において、生徒の多様な学力や進路希望などに対応した組織的な取組が進みにくい背景には、校務分掌や学年団、教科会等の組織体制はあるものの、校務分掌間の連携や、校務分掌と学年団等との相互の連携が十分ではないこと、教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられる部分が大きいことなどがあります。

このため、生徒の社会的・職業的自立に必要な力の育成に向けて、学校経営計画のさらなる充実と徹底に向けた支援の充実・強化やシンプルなビジョン等の設定、学校の組織体制の強化など、全教職員が学校の目標を共有する仕組みや、学校全体でP D C Aサイクルを回しながら校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチームとしての体制を構築します。

【主な取組】

①すべての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、P D C Aサイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組みます。こうした取組を支援するため、県教育委員会の指導主事等の訪問指導・助言等を充実・強化します。

②学校経営計画に、目標や方向性をより明確化するため、シンプルなビジョンや数値目標を設定します。

(具体的な事業)

①～②

- ・マネジメント力強化事業

③学校組織の機能を強化する組織づくりを推進するため、管理職とともに学校組織マネジメントに携わる主幹教諭の配置を拡充するとともに、各学校の課題に応じた校務分掌の組織づくりや外部人材を活用した校内支援体制を充実します。

(具体的な事業)

- ・主幹教諭の配置拡充
- ・マネジメント力強化事業

④管理職の資質・指導力を育成するために、主幹教諭から校長までを対象とする学校組織マネジメントを中心とした体系的な研修の内容のさらなる充実を図ります。

(具体的な事業)

- ・管理職育成プログラム

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
校長に占める「管理職育成プログラム」修了者の割合	・高:88.2% ・特:85.7%		・高:100% ・特:100%

課題

- ・学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、育成すべき力を身に付けさせるためには学校内の資源だけでは十分ではない状況があります。

対策 1-(2) 大学や企業との連携・協働の推進

【概要】

学校を取り巻く課題は複雑化、困難化しており、生徒に社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせるには、学校の活動のみで対応することは難しいため、地域の住民、大学、企業との連携・協働が不可欠です。

このため、生徒が多様な人々と触れ合いながら学べる機会を設け、生徒の社会的・職業的自立に必要な力の育成に向けて、チーム学校としてキャリア教育をさらに推進します。

【主な取組】

①生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力(キャリアデザイン力)を育成するために、大学や企業等の施設見学やインターンシップ、また、より良い対人関係を築くことや集団行動を円滑に行うなどの社会性を育てるためのソーシャルスキルトレーニング、あるいは、社会人による講話などを実施します。

(具体的な事業)

- ・キャリアデザイン事業
- ・社会で生き抜く力を育む応援事業

②生徒たちが主体的・協働的に、地域が抱える課題について調査・分析を行い、課題解決のための方策を立案、実行し、地域の活性化につなげるような探究的な学習を一層充実させるための取組に対する P D C A サイクルを回しながら、地域や大学との連携をさらに充実します。

(具体的な事業)

- ・キャリアデザイン事業
- ・教師力アップ事業

対策 1-(3) 外部・専門人材の活用の拡充

【概 要】

さまざまな課題を持つ多様な生徒が入学してくる中で、生徒に社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせるには、それぞれの生徒たちに応じた支援が必要となっています。

そのため、個々の生徒の実態にしっかりと対応できる校内の組織体制の充実に向けて、地域の人材等を活用するチーム学校としての取組を推進します。

また、複雑化・多様化している生徒指導上の諸課題に対応するためには、教育相談体制を整備することが重要であり、高度な専門知識・経験を有した外部人材を配置し、チーム学校として組織的な支援の充実も図ります。

【主な取組】

①一人一人の生徒に応じたきめ細かな指導を充実するために、放課後や長期休業中の補力補習やチーム・ティーチングによる授業で学習指導補助などを担う学習支援員の配置を拡充します。

(具体的な事業)

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(学習支援員事業)

②課題を抱える生徒一人一人の状況に応じた支援を充実するため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーの配置をさらに拡充します。

(具体的な事業)

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用)

③各学校における運動部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートができる運動部活動支援員の配置をさらに拡充します。

(具体的な事業)

- ・運動部活動総合支援事業

対策 1-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学習支援員の配置校数	28 校		対象となる全 32 校
スクールカウンセラーの配置校数(配置率)・配置頻度	・高:36 校 (100%) ・特:14 校 (100%)	県立高 週 2 回派遣 15 校 (41.7%)	学年 3 学級以上 の学校への週 2 回派遣 100%

対策 1-(3)の指標(つづき)	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
スクールソーシャルワーカーの配置状況	・高:8 校 ・特:1 校		・高:16 校 ・特: 5 校
運動部活動支援員を派遣した部の数・割合(県立高等学校・特別支援学校)	・高:38 部 (7.2%) ・特:1 部 (5.0%)	運動部総数 ・高 526 部 ・特 20 部	・高:130 部以上 (約 25%以上) ・特:10 部以上 (約 50%以上)

2 「知」の課題・対策

課題

- ・義務教育段階の学力が定着していない生徒が多くいます。
- ・多様な学力と進路希望への対応が十分ではありません。
- ・思考力・判断力・表現力に弱さがみられます。
- ・障害の重度・重複化等が進み、教育的ニーズが多様化しています。《特別支援学校》

対策 2-(1) 義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実

【概要】

多くの高等学校では、義務教育段階での学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な科目的学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数いることなどの課題があります。

このため、生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るよう、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、学校全体でチーム学校として組織的に取り組む体制を構築します。

【主な取組】

①義務教育段階の学力が定着していない生徒の学力の定着のために、習熟度別授業の中での継続的な指導や、学び直しのための科目を学校独自に教育課程に位置付けるなどの取組を推進します。

②授業改善に向けた教科会や校内研修を通して、教員間で指導方針や効果的な指導方法等の共有を図るなど、組織的な指導・支援体制を構築します。

③学習支援員の配置による放課後の補力補習等の充実、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材、実社会のつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。

④学習教材としてインターネットツールを活用し、個々の生徒の幅広い学力や進路希望に応じた自主学習や家庭学習の定着を図ります。

(具体的な事業)

①～④

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(全ての学校で取り組む基礎学力定着)

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合	高1:31.0% 高2:46.3%		高1:15%以下 高2:15%以下

対策 2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実

【概要】

高等学校に入学する生徒の学力や進路希望が多様化する中で、生徒の学習意欲を高め、進路実現に向けた学力の向上を図るために、就職や進学を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が必要になります。

そのため、就職希望の生徒には基礎的・基本的な知識の習得に加え、資格取得などを通じて専門的な知識・技能を身に付けさせるとともに、進学希望の生徒にはそれぞれの希望をかなえ、進学先での学習にもつながる学力が身に付くよう組織的に取り組んでいきます。

また、生徒の学習意欲を高めるために企業や大学などの体験活動等を取り入れたキャリア教育を更に充実します。

これらの取組を行うためには、教員の力量が問われることから、教科指導力や生徒理解力を高める研修を組織的に行うとともに、その取組をP D C Aサイクルによって点検・検証しながら教員の指導力向上の徹底を図ります。

【主な取組】

①希望する職業につなげるための専門的な技能や豊かな人間性を身に付けさせ、将来の進路実現の可能性を広げる資格取得の支援を実施します。

②生徒の将来の目標につなげるため、大学での授業体験や進学合宿、県内企業等におけるインターンシップ、ビジネスマナー講座などの生徒の体験活動の一層の推進を図ります。

(具体的な事業)

- ・キャリアデザイン事業

③教員の生徒理解の力を高めるため、カウンセリングに関する理論・技法に関するホーム主任全員を対象とした研修を実施します。また、教員と生徒が双方向でやり取りを行い作り上げる学習記録ノートのすべての高等学校への普及・活用を図ります。

(具体的な事業)

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業

④教員の教科指導力や進路指導力の向上を図るため、校内での教科会や校内教研修を充実させるとともに、外部講師を招いた授業研修を強化します。

(具体的な事業)

- ・教師力アップ事業

⑤学習教材としてインターネットツールを活用し、個々の生徒の幅広い学力や進路希望に応じた自主学習や家庭学習の定着を図ります。【再掲】

(具体的な事業)

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(全ての地域で保障する大学進学)

⑥中山間地域の小規模校などにおける教育の機会や質の確保を図るため、ＩＣＴを活用した遠隔教育の研究を進め、配信・受信校における教育課程等の調整や授業方法を確立するなど、効果的な遠隔教育システムを構築し、遠隔教育の導入を推進します。

(具体的な事業)

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(高等学校における遠隔教育の普及・推進研究事業)

対策 2-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
公立高校卒業生の国公立大学進学者数	現役 535 人		現役 700 人以上
県内大学入学定員数に占める県内公立学校卒業者の割合	20.0%		25%以上
公立高校卒業生の就職内定率	97.3% (全定通)		98%以上

対策 2-(3) 思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進

【概 要】

高等学校においては、これまで知識・技能の習得を目的とした、一方通行的な授業が主流であったことから、思考力や判断力、表現力など、習得した知識・技能を活用し主体的に生き抜くための力の育成が十分ではありませんでした。

このため、探究的な授業づくりの推進や、地域や大学等と連携した地域課題解決型の学習、生徒が学習活動の成果や意見等を発表・交流できる機会の充実にチーム学校として組織的に取り組みます。

【主な取組】

①探究的な授業を県内全域で展開するため、教育センターのすべての年次研修にアクティブ・ラーニングの内容を取り入れた研修を導入し、教員の指導力の向上を図ります。

②探究的な学習活動の充実を図るため、各学校において、まちおこしや防災など、実際の地域課題の解決に向けた学習を地域や大学との連携により推進します。

(具体的な事業)

- ・教師力アップ事業(アクティブ・ラーニングを活用した指導方法の改善)
- ・キャリアデザイン事業(大学の学び体験事業)

③県内大学や地域との連携により、生徒が学習活動の成果や意見等を発表できる機会を充実します。

(具体的な事業)

- ・キャリアデザイン事業(大学の学び体験事業)

④グローバルに活躍できる人材を育成するため、推進校においてグローバル教育(探究型学習)と英語教育のプログラムを開発・実践し、その成果を県内の県立高等学校に普及します。さらに、グローバル教育を先導的に進めるための新中高一貫教育校において、国際的な視野を持って、思考力、判断力、表現力を育成する国際基準の教育プログラムである国際バカロレア認定に向けた取組も推進します。

(具体的な事業)

- ・グローバル教育推進事業

対策 2-(4) 特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実

【概 要】

特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化等が進み、教育的ニーズも多様化しています。この状況に対応するため、より専門的な知識や技能を有する外部の専門家と連携・協力し、特別支援学校における専門性の向上を図るとともに、専門家と特別支援学校が協働して小・中・高等学校への支援を行うセンター的機能を果たすことなど、チーム学校として組織的に取り組むことにより、本県の特別支援教育を一層充実します。

【主な取組】

①特別支援学校教員の幅広い専門性の向上を図るため、免許法認定講習の受講を促進し、特別支援学校教諭免許保有率の向上に取り組みます。

(具体的な事業)

- ・特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8か年計画

②特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士（P.T）や言語聴覚士（S.T）など、より専門的な知識・技能を有する外部の専門家を配置・派遣し、専門家と特別支援学校教員が小・中学校を支援する体制を構築します。

③特別な支援が必要な児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、授業改善や、現場実習先や進路先の開拓を行うとともに、福祉・労働機関と連携した就労支援等、障害や特性に応じた進路指導を充実します。また、目標に向かって学習する意欲の向上や、望ましい職業観を育むキャリア教育の充実を図るために、清掃や接客サービス等の技能検定を実施します。

④発達障害等の特性のある児童生徒や不登校状況にある児童生徒の学習意欲を高めるため、授業における視覚支援、デジタル教科書やインターネット等のメディアを利用した授業等において、タブレット端末等 I C T 機器を積極的に活用し、指導・支援の充実を図ります。

(具体的な事業)

②～④

- ・特別支援学校等の専門性・センター的機能充実事業

対策 2-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
5領域すべての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する特別支援学校の教員の割合	60.6% (1領域以上の免許保有率)	全国平均 72.7% (1領域以上の免許保有率)	80%以上
理学療法士・言語聴覚士等の外部専門家の活用件数(小・中学校)	13 件		40 件以上

3 「徳」の課題・対策

課題

- ・不登校、中途退学、早期離職が多く、特に不登校は中学校からの継続率が高くなっています。
- ・依然としていじめが発生しています。
- ・目的や目標を持っていない生徒が多くいます。
- ・社会性が身に付いていない生徒が多くいます。
- ・自ら積極的に地域や社会と関わる意欲や機会が少ない生徒がいます。《特別支援学校》

対策 3-(1) 規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

【概要】

高等学校における不登校、中途退学等の生徒指導上の諸問題や生徒の目的意識の弱さ、また、社会性が育っていないといった要因の一つとして、自尊感情や規範意識の醸成が小・中学校段階から十分身に付いていないことがあげられます。

このため、各学校においては、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりや、生徒の持つ力や良さを引き出し、学ぶ意欲を高める取組の推進、部活動の充実などにチーム学校として組織的に取り組むことにより、生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成を図ります。

【主な取組】

①生徒の人権意識の向上と、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特徴に応じて、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

(具体的な事業)

- ・人権教育推進事業

②教員と生徒が常時かかわりを持つことができるように、教員と生徒が双方向でやり取りを行い作り上げる学習記録ノートを活用した取組を推進します。

(具体的な事業)

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
10 の人権課題を年間指導計画に位置付けている公立高校の割合	—		100%

対策 3-(2) 生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築

【概 要】

生徒指導上の諸問題が起こる背景には、教職員の生徒理解が不十分であることや、中学校とのギャップによって生徒が高等学校の生活に適応できないこと、生徒間のつながりの弱さなどの課題があります。

このため、中・高等学校の教員の連携による情報の共有の強化や高等学校入学後に円滑に学校生活に適応するための取組、いじめ防止に向けた生徒の主体的な取組など、生徒指導上の諸問題の未然防止に向けたチーム学校としての組織的な取組を推進します。

【主な取組】

①支援や配慮を必要とする発達障害等のある生徒に対して、その指導・支援の内容を中学校と高等学校の間で確実に引き継ぎます。

(具体的な事業)

- ・ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業

②高等学校入学後早くからすべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、入学後の早い段階で合宿を実施するなど学級集団づくりを推進するとともに、すべての高等学校において生活や学習方法に関するオリエンテーションを実施します。

(具体的な事業)

- ・社会で生き抜く力を育む応援事業(仲間づくり合宿)

③いじめ問題等の防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進するため、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、いじめ問題等をテーマに実践交流や協議を行う交流集会を開催するとともに、その成果を各学校の取組に活かします。【再掲】

(具体的な事業)

- ・いじめ防止対策等総合推進事業

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
中途退学の減少に向けて、管理職や生徒指導担当者を中心とする中高連携の取組を進めていると回答した学校の割合(十分できていると回答した学校の割合)	8.5%		50%以上

対策 3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

【概 要】

生徒指導上の諸問題については、その発見や対応が遅れることにより、場合によっては取り返しのつかない事態に至るおそれもあるため、教職員による生徒の観察や働きかけを通して、問題行動の早期発見や対応を奨励していきます。

特にいじめは、生徒の命にかかる事案として、学級担任が一人で抱え込むことがないよう、学校全体でチームとして危機感を持った迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携や役割分担によるきめ細かな対応や支援を徹底します。

【主な取組】

①支援や配慮を必要とする生徒への支援を充実するために、中学校からの引き継ぎシート等の情報をもとに、関係教員やスクールカウンセラーなどを構成員とする校内支援委員会において対応等を検討し、個別の指導計画を作成します。

(具体的な事業)

- ・生徒指導総合推進事業

②いじめの早期解決を図るために、学校内のいじめ防止等の対策のための組織のもとで、いじめ防止対策の進捗管理や評価を行うとともに、いじめが発見された場合には、校長のリーダーシップによりこの組織に情報を集約し、教職員の間で共有し、学校全体で迅速に対応します。

(具体的な事業)

- ・生徒指導総合推進事業

対策 3-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
いじめが解消した割合(いじめが解消した件数／いじめの認知件数)(公立高等学校)	・高:93.8% ・特:66.7%	全国平均 ・高:88.3% ・特:81.4%	・高:95%以上 ・特:95%以上
不登校の新規発生率	(公立) 48.5%	全国平均 (国公私立) 60.0%	30%以下

対策 3-(4) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実

【概 要】

生徒が、自分自身の将来像やその実現のために取り組むべきことを明確に思い描けないため、学習に対する目的意識が弱く、社会生活を営むうえでの社会性等のスキルが十分身に付かない状況があります。

このため、目的意識を醸成し社会性を育成するため、キャリア教育の一層の充実を図るとともに、

各学校で、生徒に身に付けさせるべき力を明確化したうえで、教職員で共有し、外部の人材も活用しながら、チーム学校として組織的な取組を推進します。

【主な取組】

①生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育をさらに推進します。【再掲】

（具体的な事業）

- ・キャリアデザイン事業

②対人関係に課題があるなど、社会性が身に付いていない児童生徒にソーシャルスキルトレーニングを実施するなど、キャリア教育を充実します。

（具体的な事業）

- ・キャリアデザイン事業
- ・社会で生き抜く力を育む応援事業

③社会に出て必要な基礎力を学校の教育活動全体を通じて身に付けさせるとともに、資格取得の促進に向けた対策講座や、専門的なスキルを持った講師によるビジネスマナー講座等の実施をさらに強化します。

（具体的な事業）

- ・キャリアデザイン事業
- ・マネジメント力強化事業(21 ハイスクールプラン)

対策 3-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
公立高校卒業後、就職した生徒の就職後 1 年目の離職率	24.4%	全国平均 19.4%	全国平均以下
企業・大学等におけるインターンシップ等に参加した生徒の割合	77.5%		100%

対策 3-(5) 社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実《特別支援学校》

【概 要】

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築には、その基盤となる障害に対する正しい理解とともに、障害のある児童生徒には、社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む取組が大切です。

このため、居住地校交流など障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ学校間交流などの機会の充実を図ります。

【主な取組】

①障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が互いに理解し合うための学習の機会として、特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流、特別支援学校のある地域との交流、居住地校交流（特別支援学校で学習する児童生徒が、居住地域の小・中学校において行う交流及び共同学習）等を積極的に推進します。

（具体的な事業）

- ・特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業

対策 3-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率	23%		70%以上

4 「体」の課題・対策

課題

- ・小・中学生に比べて高校生の運動・スポーツの実施頻度や1日の実施時間が少ない状況にあります。
- ・高等学校・特別支援学校では、将来の多様なスポーツライフにつなげる取組が十分ではない状況がみられます。
- ・ネット依存等により、健康的な生活習慣が十分に定着していない状況がうかがえます。
- ・運動部活動では、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていません。

対策 4-(1) 体育授業の改善

【概要】

生涯にわたってスポーツを継続するためには、自己に適した楽しみ方やかかわり方があることを理解し、卒業後のスポーツライフにつながる体育授業の実践が必要です。

このため、授業の質を高め合うことができる仕組みづくりやスポーツへの興味・関心を高める取組等をチーム学校として組織的に推進することにより、個々に応じたスタイルでスポーツにかかわることができる生徒を育てます。

【主な取組】

①総合型地域スポーツクラブの取組や各種スポーツ大会などの本県の地域スポーツ活動を紹介した教材を作成し、体育授業で活用することにより、生徒が個々のライフスタイルに応じたスポーツとのかかわり方を発見し、卒業後もスポーツに親しむようにいざないます。

②体育学習の評価に関する手引きを活用して、各学校において、その実態に応じて、適切な評価規準や評価方法の基準づくりを行います。

さらに、この基準に基づいて教科会の充実を図るなど、教員同士が日常的に授業の質を高め合う仕組みを作ります。【再掲】

③2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を好機と捉え、スポーツ交流や、ボランティア育成等の取組により、身近な地域におけるスポーツ活動への参加を活性化するとともに、授業や生徒対象のサミットなどを通じてオリンピック・パラリンピックに対する理解を促進することで、若い世代のスポーツ人口の増加につなげます。

(具体的な事業)

①～③

・青少年体力向上事業

対策 4-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
保健体育の授業が楽しいと感じる生徒の割合(楽しい・やや楽しいと回答した割合)	・男 88% ・女 84%		・男 95%以上 ・女 90%以上

対策 4-(2) 健康教育の充実

【概 要】

近年、スマートフォンや携帯電話の過度な利用などから睡眠時間が少ない生徒の割合が高くなっています。健康面への影響が心配されます。

このため、学校組織全体で健康教育の充実に取り組む体制づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を推進するなど、学校全体でチームとして健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

①初任者研修において健康教育に関する研修を実施するとともに、各学校の健康教育の中核となる教員全員を対象に、教職員全体で取り組む健康教育に関する研修を実施します。

また、退職養護教諭の派遣による経験の浅い養護教諭等への支援や、学校保健における健康教育、健康管理の充実のための学校保健課題解決協議会による課題解決に向けた取組を推進します。【再掲】

②自己の健康管理と将来親になるための学習を通して、個人及び社会生活における健康のあり方の理解が深まるよう、小学校から高校まで系統立った健康教育の副読本の活用を徹底し、各学校における健康教育の充実と、家庭や地域と連携した取組を進めます。

(具体的な事業)

①～②

・健康教育充実事業

対策 4-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
毎日朝食を食べる生徒の割合	・男 77% ・女 80%		・男 85%以上 ・女 85%以上

対策 4-(3) 運動部活動の充実

【概 要】

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育むとともに、各種大会等での活躍が仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗効果をもたらします。

本県においては、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた教育的配慮ある活動が実施されにくい状況がみられます。

このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどを行うことにより、運動部活動のさらなる充実を図ります。

【主な取組】

①技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者やスポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・運動部活動総合支援事業

②将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチに必要な多様な資質・能力を身に付けるための内容を総合的に学ぶことができる研修会を実施します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・コーチアカデミー

③各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、これまで以上に県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。【再掲】

(具体的な事業)

- ・競技スポーツ選手育成強化事業
- ・中学生競技力向上対策事業

④生徒の減少が進む中山間地域の学校における運動部活動のあり方や、指導者の資質向上等の課題を解決するため、関係者による検討会や研究会において、多様なスタイルの部活動や大会、効果的な指導方法、安全管理と事故防止の徹底などの研究や対策を実施します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・運動部活動総合支援事業

対策 4-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
運動部活動の加入率	<ul style="list-style-type: none">・男 63.6%・女 25.3%・男女 44.7%	<ul style="list-style-type: none">全国平均・男 60.0%・女 28.3%・男女 44.2%	<ul style="list-style-type: none">・男 70%以上・女 30%以上・男女 50%以上

基本方向2

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

家庭の生活の困窮等の厳しい環境にあるがゆえに、学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることを目指して、保育所・幼稚園等や学校をプラットフォームとして、地域と学校との連携・協働体制を県内全域で構築しながら就学前から高等学校までの一貫した支援策を推進します。

1 知・徳・体に共通する課題・対策

課題

- 家庭の教育力の弱さが子どもたちの知・徳・体の育成に影響しています。

対策 1-(1) 保護者に対する啓発の強化

【概要】

家庭は子どもの育つ基盤であり、豊かな心や人間性を育むうえで重要な役割を担っていますが、生活の困窮などを背景に、子育てに悩みなどを抱える保護者も多い中で、今一度、地域全体で保護者が子どもの教育にかかわる意識を高めていくことが重要です。

このため、身近な地域や保育所・幼稚園等、学校を単位として、保護者に対する啓発を積極的に行い、家庭の教育力の向上につなげていきます。

【主な取組】

①配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、加配保育士等による個別の支援を充実し、保護者に子育てに関する責任の自覚や意欲を高めてもらうとともに、保育所・幼稚園等の行事への参加を促す取組を推進します。

(具体的な事業)

- 保育サービス促進事業

②各地区で開催するPTAの研修会などを通じて、保護者をはじめ教員・行政が地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題を共有し、PTAの具体的な活動につなげていくことを促します。また、PTA活動を活性化させ、多くの保護者の参画を得るための関係者の取組を支援します。

(具体的な事業)

- PTA活動振興事業

③保護者を対象とした子育て講座など、市町村における家庭教育の取組を支援するとともに、保護者や地域の子育て支援関係者が交流しながら学び合うための学習教材の活用促進を図り、互いに子育ての悩みや不安を共有しながら、身近な地域で保護者を支え合う関係づくりにつなげていきます。

(具体的な事業)

- 家庭教育支援基盤形成事業

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合 (当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)	・小: 77.4% ・中: 69.2%	全国平均 ・小: 79.5% ・中: 73.7%	全国平均以上
都道府県・市町村教育委員会及び公民館(類似施設含む)における家庭教育・家庭生活講座数(教育委員会所管分)	(H23 年度 調査) 2,212 回		調整中
PTA・教育行政研修会参加後に会で提案された取組を実施した単位 PTA の割合	74.1%		90%以上

対策 1-(2) 学校や地域の力による家庭の教育力の補完

【概 要】

家庭の抱える課題は多様化・複雑化しており、厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を断ち切るためにには、保護者に対する啓発の充実に止まらず、学校と地域が力を合わせ、地域ぐるみで子どもの成長を見守り支えていく体制づくりが不可欠です。

このため、学校と地域が連携・協働し、家庭の教育力を補完しながら、学校をプラットフォームとして、厳しい環境にある子どもたちを支える対策を推進します。

※主な取組については、この基本方向 2 の中で後述する知・徳・体のそれぞれの取組において詳述します。

- 課題** ・家庭の厳しい経済状況を背景に高校進学や就学の継続が難しい子どもがいます。

対策 1-(3) 保護者の経済的負担の軽減

【概 要】

家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校進学や就学の継続が難しい子どもがいます。また、満 3 歳未満児の保育料は、満 3 歳以上児と比較すると高額になっており、保育料に係る経済的負担が大きく、子育ての負担感が増しています。

このため、小・中・高等学校において、それぞれ就学のための経済的支援を行うとともに、多子世帯を対象に満 3 歳未満児の保育料を軽減します。

【主な取組】

①就学援助制度を各市町村が安定的かつ充実した内容で運用していくことができるよう、必要な情報提供や助言を行うとともに、国に対して、十分な財政措置を講ずるよう働きかけていきます。

放課後子どもも総合プランでは、働く保護者のニーズに応じた放課後児童クラブなどの開設時間の延長や就学援助世帯等の子どもたちの利用料の減免に対する財政支援を拡充します。

(具体的な事業)

- ・放課後子どもも総合プラン推進事業

②経済的な理由で就学が困難な生徒に対し、就学支援金を支給することにより、高等学校等における授業料の軽減を進めるとともに、高校生等がいる低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、PTA会費等の授業料以外の教育費負担の軽減も図ります。

また、高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与をさらに進めます。

(具体的な事業)

- ・高等学校等就学支援金
- ・高校生等奨学給付金
- ・高知県高等学校等奨学金

③18歳までの子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、第3子以降3歳未満児の保育料を無料化（軽減）します。

(具体的な事業)

- ・多子世帯保育料軽減事業

課題

- ・高校中途退学等により社会的に自立することに困難な事情を抱えている若者がいます。

対策 1-(4) 高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化

【概要】

平成22年度の国勢調査によると、本県の15～39歳の若年人口のうち、無業者の数は2,706人と全体の1.41%を占めており、全国ワースト8位となっています。さらに、高等学校中途退学者数は平成26年度で417人と全体の2.1%にのぼり、全国ワースト2位と深刻な状況にあるなど、多くの若者が厳しい環境に置かれています。

こうした社会的自立が困難な若者の中には、在学中にいじめや不登校を経験するなどして、

今も社会に一歩を踏み出せずいる者も多くいます。

このため、このような若者を一人でも多く社会に送り出せるよう、若者の自立と学び直しを支援します。

【主な取組】

①いわゆるニートや引きこもり傾向にある若者の支援機関である「若者サポートステーション」により多くの若者をつなげ、就学や就労に向けた支援を行います。

また、サポートステーションへの通所が困難な若者や、引きこもり・不登校などの若者を支援につなげるために、出張相談や家庭訪問等のアウトリーチ型支援を拡充します。

(具体的な事業)

- ・若者の学びなおしと自立支援事業

対策 1-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
若者サポートステーション利用者の進路決定率(累計)	52.2%		55%以上

課題

- ・スマートフォン等の不適正な利用が子どもの知・徳・体の育成に悪影響を与えていきます。

対策 1-(5) ネット問題に対する県民運動の推進

【概要】

小・中・高校生のスマートフォン等の所持率が急速に高まる中、長時間の使用による学習・生活習慣の乱れや、ネットいじめやネット犯罪の増加など、インターネットの不適正な利用に伴うさまざまな問題が深刻化しつつあります。こうした問題の改善に向けては、児童生徒はもとより、周囲の大人も含めてインターネットの適正な利用を促進していく必要があります。

このため、学校での情報モラル教育を推進するとともに、インターネットの適正な利用に向けての児童生徒の主体的な取組の促進、保護者に対する啓発の強化などにより、学校・家庭・地域でのインターネットを適正に利用するためのルールづくりなどを県民運動として推進します。

【主な取組】

- ①学校での情報モラル教育を推進するとともに、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表を集めた児童会・生徒会交流集会により、児童生徒の主体的な取組を促進し、児童生徒・保護者・教職員の三者による、家庭や地域、学校ごとのルールづくりにつなげます。
- ②ネット問題に関する県民フォーラムでのアピールを受けて、その周知を図るための啓発リーフレット等の作成・配布を行うとともに、ネット問題をテーマにしたPTA研修等を積極的に支援することで、PTAや家庭でのルールづくりなど具体的な取組につなげます。

(具体的な事業)

①～②

・いじめ防止対策等総合推進事業

対策 1-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校の割合	—		100%

2 「知」の課題・対策

課題

- ・家庭の教育力の弱さが子どもの学力に影響しています。
- ・学習できる環境にない家庭が多く、家庭学習の時間が十分に確保されていません。

対策 2-(1) 放課後等における学習の場の充実

【概要】

家庭の生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分に与えられず、学力の未定着という困難な状況に直面している子どもたちがいます。

こうした子どもたちの基礎学力の定着と向上、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上を図るため、小・中・高等学校の各段階で学習支援員の配置を拡充し、学校が行う放課後の補充学習の充実などに取り組むとともに、放課後子ども総合プランの推進により地域と連携・協働して放課後の学びの場を充実します。

【主な取組】

①小・中学校が主体的に実施する放課後等の補充学習において、学習のつまずきに早期に対応し、よりきめ細かな個別指導や家庭学習指導を行うため、放課後等学習支援員の配置を拡充し、一人一人の状況に応じた学習機会の充実を図ります。

また、学力に課題のある子どもたちのつまずきの解決には授業からの一貫した個別指導が必要であるため、授業から放課後までの学習支援を担う学習支援員の配置も拡充します。

(具体的な事業)

- ・放課後等における学習支援事業

②高等学校において義務教育段階の学力の定着に課題のある生徒に対して、個々の生徒の学力の状況に応じたきめ細かな指導を行うことで基礎学力の定着と向上を図るため、放課後や長期休業中の補力補習、チーム・ティーチングの授業における学習指導の補助などを行う学習支援員の配置を拡充します。

(具体的な事業)

- ・すべての学校で取り組む基礎学力定着

③放課後等における子どもたちの安全・安心な学びの場である放課後児童クラブや放課後子ども教室において、地域の多くの方々の参画を得て学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組を充実し、子どもたちの学びを支援します。

(具体的な事業)

- ・放課後子ども総合プラン推進事業

④放課後等の学習の場における学習活動を充実させるため、子どもたち一人一人が使える教材等の購入を支援します。

(具体的な事業)

- ・放課後子ども総合プラン推進事業

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
放課後等学習支援員・学習支援員の配置校数【再掲】	・小:45 校 ・中:46 校 ・高:28 校		・小:100 校以上 ・中:70 校以上 ・高:32 校
放課後学びの場における学習支援の実施率(小学校)	96%		95%以上を維持

対策 2-(2) 厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない

【概 要】

本県には、厳しい環境にあるがゆえに、不登校などの生徒指導上の諸問題を抱え、学校や放課後の学習支援などの学びの場に参加できない子どもたちがたくさんいます。

このため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、子どもたちの学びの場への参加を促す取組を充実・強化します。

【主な取組】

①個々の子どもや家庭が抱える課題に寄り添い、解決に向けたきめ細かな支援を行いながら、子どもたちの登校や放課後の学びの場への参加等を促すため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。

(具体的な事業)

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

3 「徳」の課題・対策

課題

- 規範意識を育むための家庭でのしつけが十分ではない状況がみられます。
- 自尊感情を育むための家族のふれあいが十分ではない状況がみられます。
- 豊かな感性を育むための体験活動の機会が十分でない状況がみられます。

対策 3-(1) 地域全体で子どもを見守る体制づくり

【概要】

家庭の厳しい経済状況を背景に、子どもに向き合う余裕のない保護者が多くいる中で、子どもたちに規範意識や自尊感情、豊かな感性などを育むためには、子どもに対して時には保護者のようにかかわり、温かい眼差しを送る地域の存在が不可欠です。

このため、学校支援地域本部の活動の充実を図るとともに、放課後子ども総合プランを推進することにより、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを進めます。

【主な取組】

①学校支援地域本部の設置を促進し、子どもたちの地域行事への参加や清掃活動などの多様な体験活動を充実することなどにより、豊富な知識・経験を持つ地域の方々と子どもたちとの交流を深め、規範意識や自尊感情などの育成を図ります。

また、登下校時の子どもたちへの声かけや交通安全指導などの活動により、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進します。

(具体的な事業)

- 学校支援地域本部等事業

②放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進し、子どもたちが地域の多くの方々に活動を見守られながら、安全で安心して過ごせる放課後の居場所を確保します。

(具体的な事業)

- 放課後子ども総合プラン推進事業

③地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、学校支援地域本部や放課後子ども教室の活動に携わるボランティアの方々に、児童虐待やいじめ等の子どもたちを取り巻く現状について理解を深めていただくとともに、学校支援地域本部等と福祉関係機関との連携を促進します。

(具体的な事業)

- 学校支援地域本部等事業

- 放課後子ども総合プラン推進事業

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数	8,768 回		15,000 回以上

対策 3-(2) 専門人材、専門機関との連携強化

【概 要】

子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、生徒指導上の諸問題の解決などを図っていくためには、県内の教育相談支援体制の充実・強化を図るとともに、学校においては外部の専門人材を活用して組織的な取組を推進していくことなどが必要です。

このため、多様な相談に対する窓口となるとともに、問題の解決まで継続的に寄り添うワンストップ＆トータルな相談支援に対応できるよう、心の教育センターの体制を強化するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充、関係機関との連携による非行防止の取組などを進めます。

【主な取組】

①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもたちや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築し、子どもたちや家庭が抱える課題への多角的な支援の充実を図ります。

(具体的な事業)

- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

②県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを新たに配置し、いじめなど学校生活での悩みやトラブル、不登校、虐待など家庭における問題などの子どもたちが抱えるすべての教育課題に関する相談を一元的に受理し、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ＆トータルな支援体制を構築します。

(具体的な事業)

- ・心の教育センター教育相談事業

③心の教育センターは、幅広い教育相談を受け付けるワンストップ機能を高めるとともに、課題解決に向けて関係機関を活用するコーディネーター機能を高めるため、県内における各種相談窓口や児童・青少年支援機関との連携を強化します。

④各市町村の要保護児童対策地域協議会において支援が必要と考えられている子どもたちについての支援策を検討する際に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加し、効果的な支援が図られるよう努めます。

⑤「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、知事部局、教育委員会、警察本部が連携して、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入口にいる子どもたちを非行に向かわせない「入口対策」、立ち直りを支援する「立ち直り対策」の3つの対策を推進することで、少年非行を防止していきます。

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
スクールカウンセラーの配置校数・配置頻度【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・小:135 校 (68.9%) ・中:107 校 (100%) ・高:36 校 (100%) ・特:14 校 (100%) 	国の目標配置率 <ul style="list-style-type: none"> ・小:65% ・中:100% 県立高 週 2 回派遣 15 校	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校 100% ・高・特 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 100%
スクールソーシャルワーカーの配置状況【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 【小・中】 ・27 市町村 【高・特】 ・高:8 校 ・特:1 校 		<ul style="list-style-type: none"> 【小・中】 ・全市町村 【高・特】 ・高:16 校 ・特: 5 校
心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談)	・延べ 3,014 件		・延べ 3,700 件以上

4 「体」の課題・対策

課題

- ・家庭における運動やスポーツを行う機会が十分ではない状況がみられます。
- ・基本的な生活習慣が十分に身に付いていない子どもがみられます。
- ・欠食がみられる子どもたちがいます。

対策 4-(1) 運動・スポーツの機会の提供

【概要】

家庭の生活の困窮や教育力の低下などを背景に、家庭における運動やスポーツを行う機会が十分でない子どもたちがいます。

このため、地域のスポーツにかかわる人材や総合型地域スポーツクラブ等の協力のもと、学校と地域が連携し、子どもたちが運動する機会の充実を図ります。

【主な取組】

①地域のスポーツにかかわる人材の協力による運動部活動に対する支援の充実や、総合型地域スポーツクラブと運動部活動との連携等により、子どもたちが日常的に運動やスポーツに触れる機会の拡大を図ります。

(具体的な事業)

- ・こうちの子ども体力向上支援事業

対策 4-(2) 保護者に対する啓発の強化

【概要】

子どもの生活習慣は、保護者の生活習慣に大きく影響されることから、子どもたちの基本的生活習慣を育成するためには、まず、保護者の健康的な生活習慣に関する意識を向上させる必要があります。

このため、子どもの頃からの健康的な生活習慣づくりに向けた取組や、子どもの生活環境の改善に向けた相談支援体制の充実、健康教育の副読本の活用等により、保護者に対する啓発を強化します。

【主な取組】

①保育所・幼稚園等において、保護者を対象とした学習会などを通じて基本的生活習慣の定着を促すための取組を実施することにより、保護者と子どもとのかかわり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての理解を促進し、子どもの健やかな育ちにつなげます。

(具体的な事業)

- ・基本的生活習慣向上事業

②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもたちの食生活をはじめとする生活環境の改善につながる相談支援体制を充実します。

(具体的な事業)

- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

③小学校から高等学校までの系統的な健康教育の副読本を活用し、子どもたち及び保護者等の健康的な生活習慣への意識を向上します。

(具体的な事業)

- ・健康教育充実事業

対策 4-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
生活リズムチェックカードの取組を達成した生活リズム名人の認定者数	9,858 人		14,000 人以上

対策 4-(3) 欠食がみられる子どもへの支援

【概 要】

厳しい経済状況等を背景として、家庭で十分に食事をとることができないなど、食生活の面で厳しい状況にある子どもたちがいます。

こうした子どもたちとその家庭の状況を把握するとともに、必要に応じて福祉部門との連携を図ります。

【主な取組】

①欠食がみられるなど食生活の面で厳しい状況にある子どもを学校などで把握した場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、子どもやその背景にある家庭の状況の把握に努め、課題に応じて要保護児童対策地域協議会や児童相談所などの福祉部門と情報を共有し、連携して課題の解決にあたります。

②家庭の厳しい経済状況等を背景とした欠食状況にある子どもたちに対し、地域のボランティア等による食事提供の活動を支援します。

5 就学前における課題・対策

課題

- ・子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱える保護者が多くいます。
- ・家庭の生活困窮等により、厳しい教育・保育環境に置かれている子どもたちがいます。
- ・保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的生活習慣の未定着につながっている場合が多くあります。

対策 5-(1) 保育者の親育ち支援力の強化

【概要】

保育所・幼稚園等において、子どもを育てる親の力を高める親育ち支援の必要性は浸透しているものの、子どもへのかかわり方が分からなかったり、子育てに不安や悩みを抱えたりしている保護者に対して、適切な支援が十分行われていない現状があります。

このため、日常的・継続的に親育ち支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

【主な取組】

①複雑化・多様化する保護者の不安や悩みに対応し、保護者に寄り添った支援を行うため、管理職のリーダーシップのもとで、保育所・幼稚園等がチームとして親育ち支援に取り組みます。また、必要に応じて関係機関と連携して支援する体制を整えます。

②保育者が親育ち支援の必要性や保護者へのかかわり方等について理解を深め、日常的・継続的に支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実するとともに、より多くの保育者に研修機会が提供できるよう、市町村単位の研修を実施します。

(具体的な事業)

①～②

・親育ち支援啓発事業(保育者研修)

③各保育所・幼稚園等において、親育ち支援の中核となる保育者が園内の保育者の支援を行うことができるよう、中核となる保育者の資質の向上を図るとともに、その保育者が役割を十分果たせるように支援します。また、近隣の市町村内における中核となる保育者同士がネットワーク化を図り、関係機関とも連携を図りながら、地域の課題に応じた研修を実施することを支援します。

(具体的な事業)

・親育ち支援保育者フォローアップ事業

対策 5-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
親育ち支援保育者研修の参加者数・園数	799 人 63 園		4 年間で 3000 人・220 園以上
親育ち支援講座の参加者数	H28 から新規に 実施		4 年間で 600 人以上

対策 5-(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実

【概 要】

核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもに向き合う余裕がなかったり、子育てに不安や悩みを抱えたりしている保護者が多くいます。また、保護者の生活習慣の乱れや子どもへのかかわりの少なさが、子どもの基本的生活習慣の未定着につながっている場合があります。

このため、良好な親子関係や子どもへのかかわり方について保護者の理解を深めができるよう、保護者を対象とした研修を充実するとともに、乳幼児期からの基本的生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

【主な取組】

①保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへのかかわり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを行い、保護者の子育て力の向上を図ります。また、多くの保護者が講話等や行事に参加することにつながるよう、保育者と保護者のコミュニケーションがより密になり、相互理解を深める取組を推進します。

(具体的な事業)

- ・親育ち支援啓発事業(保護者研修)
- ・保護者の一日保育者体験推進事業

②配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、加配保育士等による個別の支援を充実し、保護者に子育てに関する責任の自覚や意欲を高めてもらうとともに、保育所・幼稚園等の行事への参加を促す取組を推進します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・保育サービス促進事業

③保育所・幼稚園等において、保護者を対象とした学習会などを通じて基本的生活習慣の定着を促すための取組を実施することにより、保護者と子どもとのかかわり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての理解を促進し、子どもの健やかな育ちにつなげます。【再掲】

(具体的な事業)

- ・基本的生活習慣向上事業

対策 5-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
親育ち支援保護者研修の参加者数・園数	1965 人 53 園		4 年間で 4,800 人・160 園以上

対策 5-(3) 保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実

【概 要】

生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下などを背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。

また、核家族化や少子化等により地域とのかかわりが薄れ、身近で温かみのある地域の中での見守りや細やかな支援の充実が求められています。

このため、保育所・幼稚園等と家庭や地域等とが連携を図り、子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

【主な取組】

①厳しい環境にある子どもの保護者に対して、つながりを築いたうえで関係機関が連携して支援していくため、小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行うコーディネーターの市町村への配置、家庭訪問や地域連携等を担当する加配保育士の保育所への配置を拡充します。

(具体的な事業)

- ・特別支援保育推進事業
- ・保育サービス促進事業

②地域のマンパワーを活用した子育て支援を行う仕組みとして、高齢者や子育て世代の交流や一時的に子どもを預けることもできる場所等を併せ持つ多機能型保育等の設置を進めます。

(具体的な事業)

- ・多機能型保育連携モデル事業

対策 5-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置人数	6 市町村 7 人		24 市町村 30 人以上
家庭支援加配保育士の配置人数	63 人		93 人以上

基本方向3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

保育所・幼稚園等において、園評価※を適切に実施すること等により、組織マネジメント力の強化や保育者の教育力・保育実践力の向上を図り、県内どこにいても、質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進め、子どもの「生きる力」の基礎を育みます。

※保育所・幼稚園・認定こども園をあわせて「園」と表現しています。以下同じ。

課題

- ・保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえて保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法が明確にされていません。
- ・就学前と小学校の教育の違いが教員や保育者に十分に認識されておらず、小1プロブレムが発生しています。
- ・発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や障害の多様化により、専門的な教育・保育が求められています。

対策（1） 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立

【概要】

保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、保育所・幼稚園・認定こども園での質の高い幼児教育・保育の提供が求められていますが、これらには具体的な指導方法が明確に示されていません。

このため、幼児期の特性を踏まえた質の高い教育・保育内容の指導方法や保護者支援のあり方等を示したガイドラインを策定し、園全体で組織的に活用されるよう取り組みます。

【主な取組】

①保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育て支援のあり方等を盛り込んだガイドラインを新たに策定します。

②策定したガイドラインについて、市町村等の園長代表者会での説明や幼保支援アドバイザー・指導主事の直接訪問等により周知を図るとともに、園での活用を促進し、質の高い幼児教育・保育の実現に向けて取り組みます。

（具体的な事業）

①～②

・幼児教育の推進体制構築事業（ガイドラインの策定・普及）

対策(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
ガイドラインを用いた職員会の実施率	H28 年度にガイドラインを策定		80%以上

対策 (2) 保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化

【概 要】

これまで保育所・幼稚園等において組織的な取組が徹底されていない背景には、管理職の経営ビジョンや指針が明確に示されていないことや、教育・保育の大部分が個々の保育者の裁量や力量に委ねられる傾向にあることなどがあります。

このため、園の経営方針や教育・保育目標を全職員で共有し、方向性を合わせて取り組むなど、管理職を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチームとしての体制を構築します。

【主な取組】

①管理職の組織マネジメント力を高めることにより、園の経営方針や教育・保育目標を全職員で共有するとともに、ガイドラインに基づいた教育・保育の実践がチームとして行われるよう、幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導・助言等を充実します。

(具体的な事業)

- ・幼児教育の推進体制構築事業(園評価の実施・充実)

②保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援を充実し、各園の自主的・計画的な研修の実施を促進します。また、地域ブロック内の各園がネットワーク化を図り、合同の研修会を実施することや、主体的な園内研修へつなげる保育者を育成することによって、保育者の実践力の向上を図ります。

(具体的な事業)

- ・園内研修支援事業

対策(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
園内研修及びブロック別研修の実施回数	226 回		年間 200 回以上
園評価の実施率	—		100%

対策（3）保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の強化

【概要】

管理職は園経営の責任者として明確なビジョンを持ち、組織の中でリーダーシップを発揮することが重要です。また、保育者は、教育・保育の質の向上に向けて、経験や職責に応じた指導力を身につける必要があります。

このため、研修の体系や内容の見直しを行い、保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の強化を図ります。

【主な取組】

①保育者の職責に応じた専門性・実践力の向上のため、キャリアステージに応じて身に付けるべき力を示したより詳細な指標を作成したうえで、これに基づき初任者・中堅者・管理職の職責に応じた形になるように研修体系を見直すなど、研修内容の充実を図ります。

（具体的な事業）

- ・基本研修（キャリアステージ研修）

②保育者が研修への参加をしやすくするため、代替保育者の確保について支援します。

（具体的な事業）

- ・幼保研修等推進事業

対策(3)の指標	現状	参考値	H31年度末の目標数値
教育センターが実施する保育士・幼稚園教員研修の受講園数	—		基礎研：80%以上 主任・教頭研： 80%以上 所長・園長研： 80%以上

対策（4）保幼小の円滑な接続の推進

【概要】

幼児期の教育と小学校教育では教育内容や指導方法が異なっているものの、子どもの発達や学びをつなげるために幼児期の教育と小学校教育が円滑に接続し、保育所・幼稚園等や学校が組織全体で対応することが重要です。しかし、このような保幼小の接続の取組がまだ十分に行われていない現状があります。

このため、県版の保幼小の接続期カリキュラムを開発するとともに、それに準じて市町村がそれぞれの実態に応じた保幼小接続期カリキュラムを作成し、実践することで幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続できるようにします。

【主な取組】

①各市町村における保幼小接続の取組を促進するため、モデルとなる県版接続期カリキュラムを作成し、各市町村が地域の実態に応じた接続期カリキュラムを作成できるよう支援します。

②各市町村において作成された接続期カリキュラムに基づき保幼小の接続が円滑に行われるよう、指導主事の訪問・指導などにより支援を行います。

(具体的な事業)

①～②

- ・保・幼・小連携推進支援事業

対策(4)の指標	現状	参考値	H31年度末の目標数値
保幼小接続プランを策定した市町村数	6市町		20市町村以上

対策（5） 発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実

【概要】

発達障害等のある子どもが増加傾向にあり、こうした子どもに対する専門的な指導・支援が必要となってきています。

このため、保育所・幼稚園等における指導・支援内容の充実と小学校へ円滑に引き継ぐためのシートの作成・活用を徹底し、子ども一人一人の特性に応じた計画的・継続的な指導・支援を園全体で実施します。

【主な取組】

①保育者の専門的な指導・支援の実践力の向上を図るため、キャリアステージに応じた研修や専門性を高める研修を実施し、保育者や園全体が組織的に発達障害等の理解を深め、特別な支援を必要とする子どもたちの教育・保育を充実します。

(具体的な事業)

- ・基本研修
- ・専門研修

②子ども一人について、指導・支援の目標や内容、方法等をまとめた個別の指導計画を作成し、管理職を中心として園全体で指導計画の円滑な実施が行なえるよう支援します。

(具体的な事業)

- ・基本研修
- ・専門研修

③発達障害等のある子どもへの指導・支援内容を保育所・幼稚園等と小学校との間で確実につなぐためのシートなどを活用し、保幼小間での引き継ぎを徹底します。

(具体的な事業)

- ・保幼小連携「スマイルサポート」事業

対策(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置人数【再掲】	6 市町村 7 人		24 市町村 30 人以上
家庭支援加配保育士の配置人数【再掲】	63 人		93 人以上
個別の指導計画を策定した園の割合	86%		100%
発達障害の診断・判断のある児童について「就学時引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合	78%		100%

基本方向4

県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

中山間地域と都市部のように、市町村や地域ごとに教育課題の状況は異なっており、また、歴史や文化、教育に生かせる地域資源等も異なります。県の大綱が掲げる基本理念や基本目標を実現するためには、こうした各市町村の実情に応じた効果的な取組を展開していくことが必要となります。県教育委員会と市町村教育委員会との間で、教育の現状や課題、県の大綱に定める施策の基本方向等について、しっかりと方向性を合わせ、連携・協働して取組を推進します。

課題

- 教育現場を支える県と市町村の教育行政が課題を共有し方向性を合わせて取り組む必要があります。

対策（1）

県と市町村教育委員会との連携・協働の推進

【概要】

教育委員会は、教育水準を保障する責任者として、子どもたちと直接かかわる学校・家庭・地域等の教育現場を力強く支えていく必要があります。

県全域や複数の市町村にまたがる広域的な課題などについて特に責任を負う県教育委員会と、各市町村内の公立小・中学校などの教育活動や教職員の日常的な取組に対する責任を負う市町村教育委員会が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して教育水準を向上させていかなければなりません。

このため、県と市町村教育委員会との間で、施策の方向性を合わせることや施策を協働で実施することなどを通じて、本県教育の振興に向けた連携・協働の取組を推進します。

【主な取組】

①県と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、すべての市町村教育委員会で構成されている高知県市町村教育委員会連合会や各市町村教育委員会との情報共有・協議の機会を積極的に設けます。

②県の大綱や第2期教育振興基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方向などを踏まえ、各市町村における教育課題の解決に向けて推進される各市町村の自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議したうえで、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

（具体的な事業）

- 教育版「地域アクションプラン」推進事業

対策(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値

対策（2） 教育的風土の醸成に向けた取組の推進

【概要】

本県教育のさらなる振興に向けて、社会総がかりで子どもたちを育成していくためには、高知県教育の日「志・とさ学びの日」（11月1日）の趣旨に沿って、「すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人ひとりが学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていく」ことが必要です。

このため、高知県教育の日の趣旨の周知を図るとともに、この日を通じた県と市町村の連携・協働による取組をさらに推進します。

【主な取組】

①県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、県が行う広報や啓発活動・関連行事に加えて、市町村と県の連携行事や市町村・学校単位で行われる行事での教育の日のPR、市町村における教育データの公表等の取組を推進します。

（具体的な事業）

- ・みんなで育てる教育の日推進事業

対策(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
教育データを市町村広報紙等に公表した市町村数	11 市町		全市町村（学校組合立含む）
教育の日関連行事の実施件数（市町村）	456 件		530 件以上

学校等における自然災害や事件・事故の危険から子どもたちの命を守り抜くため、南海トラフ地震に備えた施設等の整備や防災教育を推進します。また、子どもたちに新しい時代に対応した質の高い学びを保障していくため、県立学校等の再編、校種間の連携・協働、教育の情報化など、教育環境の整備を進めます。

課題

- ・南海トラフ地震の発生により大きな被害が予想されています。
- ・児童生徒数の減少に伴い、学校の活力の低下が懸念されます。
- ・障害の重度・重複化等が進み、特別支援学校の教育的ニーズが多様化しています。
- ・各校種間の接続部分で円滑な接続ができていないことにより、小1プロブレムや中1ギャップ等の問題が発生しています。
- ・社会・経済のあらゆる分野で急速に進展している情報化への対応が求められています。

対策（1）　南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進**【概要】**

南海トラフ地震が発生した際には、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。また、台風・大雨や土砂災害などの気象災害による被害も繰り返し発生しています。こうした自然災害による被害を最小限に止め、子どもたちの命を守り抜くためには、ハード・ソフトの両面から安全・安心を確保する対策を講じる必要があります。

このため、学校施設等の耐震化の促進や子どもの発達段階に応じた系統的な防災教育の推進など、南海トラフ地震等の災害に備えた取組を一層推進します。

【主な取組】

①学校等の施設内における子どもたちの安全・安心を確保するため、県立学校、公立小・中学校、保育所・幼稚園等の耐震化等の促進や高台移転のための財政支援等により、自然災害に強い学校施設等を整備します。

（具体的な事業）

- ・学校施設等の安全対策の促進
- ・保育所・幼稚園等耐震化推進事業
- ・保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業
- ・青少年教育施設整備事業

②子どもたちの防災対応力の向上及び学校や教職員の危機管理力・防災力の向上に向けて、安全教育のプログラムに基づく防災教育を一層推進します。

（具体的な事業）

- ・防災教育推進事業

対策(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
学校施設等の耐震化率	・保・幼等: 84.8% ・公立小・中: 91.7% ・公立高・特支: 86.6%	全国平均 ・保・幼等: 80.6% ・公立小・中: 95.6% ・公立高・特支: 94.5%	・保・幼等: 100% ・公立小・中: 100% ・公立高・特支: 100%
「高知県安全教育プログラム」を使用した防災の授業時間数の目標達成率	・小: 62.2% ・中: 70.4% ・高: 54.1%		・小: 100% ・中: 100% ・高: 100%

対策（2） 教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編の推進

【概 要】

社会のグローバル化や情報化の進展、産業構造の変化や雇用形態の多様化が全国的に進む中、本県においては、全国に先行して人口減少が進んでおり、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測されています。このような社会環境のもと、高等学校教育においては、その充実と、安心して学べる教育環境の整備に取り組んでいくことが必要となっています。

このため、高等学校においては、平成 26 年 10 月に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、キャリア教育の充実や、生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置、次代を担う人材を育てる教育環境の整備等を推進します。こうした取組を通して、各校の特色を生かしながら、高等学校教育の質の維持・向上を図ります。

また、特別支援教育については、病弱特別支援学校における教育的ニーズの多様化に対応するための再編振興の取組を推進します。

【主な取組】

①高等学校教育の充実及び生徒が安心して学べる教育環境の整備に向けて、「県立高等学校再編振興計画」に基づき、県内のすべての県立高等学校について、学校のあり方を明確にし、生徒の思考力や判断力、表現力をより伸長するために、教育活動の中にアクティブラーニングの手法をこれまで以上に取り入れながら、地域と連携した課題探究に取り組む等、各校の特色を生かした取組の充実を図ります。

また、統合を行う学校については、統合によるメリットを最大限に引き出すよう、グローバル教育の先進的な取組を導入し、地域の拠点校としての魅力化を図る等、教育内容の充実と施設設備の整備を推進します。

②病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、病弱特別支援学校の再編振興への取組を推進します。

【概要】

就学前から高等学校卒業まで、一人一人の子どもの成長をしっかりと見据え、発達段階に応じて必要な力を確実に育成していくためには、各校種間で学習内容の連続性を確保するとともに、生活面の円滑な接続を図ることが必要です。このことは、校種間の接続部分における教育環境や学習内容、人間関係の変化などを背景とする小1プロブレムや中1ギャップの防止にもつながります。

このため、保幼小接続の取組の促進や、生徒指導の充実を図るための小・中学校合同の取組、発達障害等のある子どもの校種間での支援・指導の引き継ぎの徹底、校種間の人事交流など、各校種間の連携・協働に向けた取組を推進します。

【主な取組】

①各市町村における保幼小接続の取組を促進するため、県版接続期カリキュラムを作成し、それに基づいて地域の実態に合った市町村版接続期カリキュラムの作成に向けた支援を行います。【再掲】

（具体的な事業）

- ・保・幼・小連携推進支援事業

②配慮が必要な児童生徒の情報共有や支援の引き継ぎを小・中学校間で適切に行うため、生徒指導担当者・生徒指導主事が児童生徒の持っている力を引き出す開発的な生徒指導に関する知識・理解を深めることや、小・中学校間の連携の推進に向けた合同の研修会を開催します。

【再掲】

（具体的な事業）

- ・生徒指導総合推進事業

③配慮が必要な児童生徒の情報共有や支援をつなぐための共同実践を進め、生徒指導上の諸問題などの未然防止を徹底するため、小・中学校合同の支援会議等を実施します。この成果を、生徒指導担当者・生徒指導主事の研修会等を通して県内の小・中学校に普及し、県内全域での実践を推進します。【再掲】

（具体的な事業）

- ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

④発達障害等のある子どもに対し、就学前から高等学校卒業まで計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した校種間の引き継ぎを充実・強化します。【再掲】

（具体的な事業）

- ・ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業

⑤各市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する校種間の連携を推進するための取組を教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

(具体的な事業)

・教育版「地域アクションプラン」推進事業

⑥教員に異なる校種の教育を経験させることにより、子どもの発達段階をふまえた指導方法についての理解を深めるなど、教育活動のさらなる質的向上を図るため、校種間の人事交流を推進します。

対策(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
保幼小接続プランを策定した市町村数【再掲】	6 市町		20 市町村以上
発達障害の診断・判断のある児童について「就学時引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合【再掲】	78%		100%
発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した学校の割合【再掲】	・小:47.7% ・中:28.6%		・小:90%以上 ・中:90%以上

対策（4） 教育の情報化の推進

【概 要】

社会・経済の情報化が急速に進む中、学校では、社会に出た時に最低限必要となる情報活用能力を児童生徒に確実に身に付けさせることが必要です。

また、授業等における I C T の活用は、学習内容に対する児童生徒の興味・関心を高めたり理解を深めたりするうえで効果的であり、学校における校務の情報化は、教職員が必要な情報を共有できることで細かな指導を可能にするとともに、校務の負担軽減により教員が児童生徒と向き合う時間の確保にもつながります。

このため、各学校における、情報教育や授業等における I C T の効果的な活用を推進するよう教員の I C T 活用能力の向上を図るとともに、県立学校における校務支援システムの整備や L A N システムの再構築等による校務の情報化など、教育の情報化を推進します。

【主な取組】

①教員の I C T 活用能力を育成するため、初任者研修において初任者全員に、授業における I C T の活用や情報モラル等に関する研修を実施します。

②県立高等学校において、災害等から生徒の個人情報を守るとともに、教員の業務負担を軽減し生徒と向き合う時間を確保するため、教職員が行う成績処理や出席管理、指導要録の作成等の事務的業務を情報システムに集約し電子化する校務支援システムを整備します。

(具体的な事業)

- ・県立高等学校・県立中学校における校務支援システム整備事業

③県立学校の情報通信基盤である校内ＬＡＮ及び県立学校で使用するコンピュータや情報資産を安全かつ確実に管理するための基幹情報システムを再構築するなど、学校のＩＣＴ環境の充実に向けた整備を計画的に進めます。

対策(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
県立中・高等学校における統合型校務支援システムの整備率	0%	全国平均 57.1%	100%

基本方向6

生涯にわたって学び続ける環境をつくる

子どもから大人まで、すべての県民が生涯にわたり学び続ける環境をつくり、県民の自己実現に止まらず地域を担う人材の育成や地域コミュニティの活性化につなげていくために、社会教育の推進体制の強化を基盤に、産学官民の連携を推進しながら、多様な学びの機会を創出していきます。

課題

- ・社会教育を担う団体や人材の基盤が弱ってきてています。
- ・県全体として生涯学習を推進するための体制が十分整っていません。
- ・県が抱える課題の解決に向けた学びのさらなる充実が必要となっています。

対策 (1) 生涯学習の推進体制の再構築

【概要】

県民が生涯にわたり学び続けていくことは、社会の急速な変化や個人の価値観の多様化が進む中で、一人一人が自己実現を図りながら心豊かな人生を送っていくために、大変重要な意義があることです。

また、本県が抱えるさまざまな課題を解決していくためには、将来の高知県を担う子どもたちの成長に期待するのみならず、現に社会を構成する大人たちがその能力を不斷に高め、県民総がかりで行動していく必要があります。そのためには、生涯学習の理念に基づき、学びの成果を社会に還元し、学びによる社会の好循環を生み出していくことが一層重要となってきています。特に、少子化、高齢化が急激に進む中、今後増え続けるシニア層の力を適切な形で社会に生かしていくことは、本人たちの生きがい作りにつながるとともに、社会の活力の維持向上につながるものです。

一方で、少子化、高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱ってきてています。

このため、現に社会教育を担っている関係者の持てる力を十分に發揮するとともに、これまで必ずしも社会教育に携わってこなかった方々の参画を得て、生涯学習の推進体制を再構築していきます。

【主な取組】

①社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を目指した研修を充実するとともに、社会教育の指導的立場にある社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。

また、PTAをはじめとする社会教育関係団体の活動を支援するとともに、社会教育関係団体が多様な実践事例に学ぶ機会として交流会を開催するなど、関係者の輪を広げます。

(具体的な事業)

- ・社会教育推進人材育成事業
- ・社会教育活動活性化支援事業

②県民の多様な生涯学習ニーズに対応し、県民の学びを次の学びへとつなげていくため、各市町村等が行う生涯学習講座の総合的な情報提供などを行い、生涯学習機関のネットワーク化を図ります。

(具体的な事業)

- ・生涯学習活性化推進事業

対策(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
都道府県・市町村教育委員会及び公民館(類似施設含む)における社会教育学級・講座数(教育委員会所管分)	(H23 年度調査) 9,303 回		12,000 回以上

対策 (2) 新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

【概 要】

図書館は、住民の日常的な学習・文化活動を支援する施設であると同時に、「知」の拠点、情報の拠点として地域の発展に欠かせない施設です。

県と高知市との合築により整備する新図書館は、「地域を支える情報拠点」として、県民の仕事や暮らしに役立ち、併せて県民の読書環境・情報環境を充実・向上させていくことが求められています。

このため、「新図書館等複合施設整備基本計画」に基づき、新図書館が担うべき機能や役割が十分に發揮できるよう、関係機関と協力・連携しながら、サービスの充実・強化に取り組んでいきます。

また、県内の図書館の利用拡大に向け、遠方の方でも市町村立図書館等を通じて県立図書館の本を利用できることや、一般的には購入が難しい高額な専門図書やデータベースが利用できること等、図書館が実施しているサービスについての周知のほか、県民がそれぞれの地域で、読書をし、役立つ情報が得られる環境を整えていくため、市町村立図書館等の充実・強化に向けた支援を行っていきます。

【主な取組】

①県民の知的ニーズに応え、課題を解決するための図書館機能の充実に向け、データベースや電子書籍の提供など新図書館で行うサービスを開館前から実施します。また、研修等の充実による司書の専門性の向上や、専門機関との関係づくりなどに取り組みます。

②ホームページ等を活用した情報発信や出前図書館等を通じて図書館の提供するサービスの周知を図ります。また、市町村立図書館等への協力貸出や市町村職員を対象とした研修の実施等の支援を行います。

(具体的な事業)

- ①～②

- ・図書館活動事業

③高知県子ども読書活動推進計画及び図書館振興計画の策定を通じて、子どもたちの読書習慣の定着や自発的な読書の増加に加え、県民全体の読書環境や情報環境の一層の充実・活性化につながる取組を明確化し、総合的な施策を検討・推進していきます。

さらに、すべての県民が読書に親しむ環境をつくるために、乳幼児期から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などを行います。

(具体的な事業)

- ・読書活動推進事業

対策(2)の指標	現状	参考値	H31年度末の目標数値
県民一人当たりの図書貸出冊数	3.4 冊	全国平均 4.6 冊	4.2 冊以上

対策 (3) 子どもも大人も学び合う地域づくり

【概要】

本県のすべての子どもたちが社会の中で生きる力を育むためには、学校教育のみに止まらず、地域社会全体で子どもたちを育んでいくことが必要です。このことは、昔に比べて地域コミュニティの活力が失われてきているといった指摘がある中で、子どもたちを育むという共通の目的のもと、地域コミュニティが活気を取り戻すことにもつながるものです。

子どもたちに何かを教えるためには、まずは大人たち自らが、改めて学習をしなければなりません。地域全体で子どもを見守り育てる体制をつくることで、子どもも大人も学び合う地域づくりを進めます。

【主な取組】

①学校支援地域本部や放課後子ども教室に多くの地域住民が参画し、学習活動への支援に止まらず、子どもたちの地域行事や清掃活動への参加など、さまざまな体験活動を支援するなどの活動を通じて地域住民と子どもたちとの交流を深め、地域コミュニティの活性化につなげます。

(具体的な事業)

- ・学校支援地域本部等事業
- ・放課後子ども総合プラン推進事業

②県立青少年教育施設等において、子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施します。

(具体的な事業)

- ・青少年教育施設振興事業

③小学校等において、長期間の集団での宿泊活動を通し、さまざまな自然体験や社会体験を行う取組を支援します。

(具体的な事業)

- ・長期集団宿泊活動推進事業

④自然体験や環境学習を推進する指導者の養成・派遣を行います。

(具体的な事業)

- ・環境学習推進事業

対策(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人方が様々な活動に参加してくれる学校の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)【再掲】	・小: 77.7% ・中: 61.5%	全国平均 ・小: 84.1 ・中: 69.7	・小: 100% ・中: 100%
学校支援地域本部が設置された学校数【再掲】	・小: 56 校 ・中: 30 校		・小: 150 校 ・中: 80 校
放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率【再掲】 (小学校)	93%		95%以上
県立青少年教育施設の利用者数(小・中・高校生)	延べ 151,769 人		延べ 160,000 人以上

基本方向7

文化財の保存と活用を図る

文化財の適切な保存と調査研究を進めることにより、文化財の価値の維持と拡大に努め、後世に伝えていきます。加えて、その活用を図ることで、県民が文化財についての理解を深めることや、地域の歴史を感じること、さらには、地域の活性化にもつなげていきます。

- 課題** • 文化財の価値を維持・拡大し、後世に伝えるための対応が十分ではありません。

対策（1） 高知城の保存管理と整備の推進

【概要】

次世代に高知城（国史跡・重要文化財）を良い状態で引き継ぐとともに、文化財的価値を高めるため、適正な管理や計画的な修理、継続的な景観の改善、また、高知城歴史博物館等と連携した取組や重要文化財建造物の調査を進めるなどの保存管理と整備を推進します。

【主な取組】

- ①多くの建造物が建築後200年を超え、昭和の解体修理からも60年が経過しており、対応が必要な箇所が増加している中、早急な対策が必要な追手門東北矢狭塀の修復など適切な維持修繕に努めます。
- ②高知城を訪れる方々の満足度の向上を図るため、継続的な景観対策などを行います。
- ③高知城の文化財的価値についての理解を深めるため、高知城歴史博物館と連携し、現地講座の開催や建造物内の説明看板の改修（多言語化）などの取組を行うとともに、重要文化財建造物の調査を行います。

（具体的な事業）

①～③

- ・高知城保存管理事業

対策(1)の指標	現状	参考値	H31年度末の目標数値
高知城の延べ入場者数	247,266人 (うち小・中・高校生 36,034人)		270,000人以上 (うち小・中・高校生 38,000人以上)

対策（2） 文化財の保存と活用の推進

【概要】

国・県指定文化財の保存上必要な事業に対する財政的支援や技術的指導を行うとともに、不足している文化財建造物に関する専門的知識を持つ人材を育成するための養成講座等の実施や、文化財の計画的な調査を実施することにより、文化財的価値の向上に資する文化財の保存と活用を推進します。

【主な取組】

- ①国・県指定文化財の保存と活用を図るため、文化財に関する専門知識を持つ文化財保護指導員や市町村教育委員会と連携した文化財に対する巡回活動等に基づき、文化財の保存上必要な事業に対する財政的支援や技術的指導を行います。
- ②文化財建造物に関する専門的知識を身に付けた人材を育成するための講座等を開催します。
- ③文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行います。

（具体的な事業）

①～③

・文化財管理調査事業

対策（3） 埋蔵文化財の発掘調査・保護の推進

【概要】

埋蔵文化財を通して文化の振興や地域に対する愛着を高めるため、開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に実施し出土遺物を保存するとともに、市町村との連携により地域の歴史や文化を知る機会を設けるなど、埋蔵文化財の発掘調査や保護を推進します。

【主な取組】

- ①開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を、事前の試掘確認調査の実施と関係機関との十分な連携により円滑に行います。

（具体的な事業）

・埋蔵文化財発掘調査事業

- ②埋蔵文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査で出土した遺物は、埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに、地域展や各種講座等を行います。

（具体的な事業）

・埋蔵文化財センター管理運営事業

対策(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末 の目標数値
地域展来場者数	300 人		4 年間で 1,400 人以上

基本方向8**2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る**

スポーツの裾野の拡充からトップ選手のさらなる競技力向上までを一体的に捉え、本県のスポーツが継続的に充実・発展するための仕組みづくりや関係者の連携強化を進め、誰もがスポーツに親しみ、夢や志を育むことができる環境の整備を図ります。

1 子どもの運動・スポーツ活動の充実

課題

- ・運動習慣が十分に定着していません。
- ・中学校の体力・運動能力が全国平均を下回っており、特に女子は、全国的にまだ低い水準にあります。
- ・子どもたちの競技人口が減少傾向にあるとともに、中・高等学校の運動部に加入する生徒も少なくなっています。
- ・中山間地域では、実施できる競技種目が限定される場合があります。

対策 1-(1) 幼児期の遊びを通した運動機会の充実

【概要】

幼児期の運動経験は、体を動かすことへの興味・関心、運動能力に大きな影響を与えます。

近年、幼児期の運動機会が少なくなってきたことにより、運動能力の基礎が十分に形成されていない状況にあります。

このため、家庭、保育所・幼稚園等における幼児期の遊びを通した運動機会の充実を図ります。

【主な取組】

①幼児期の運動機会を増やすため、保育所・幼稚園等への運動遊びを専門的に指導できる人材の派遣や、家庭において親子で運動遊びを楽しむことができる教室の実施などの取組を推進します。

(具体的な事業)

- ・幼児期の身体活動推進事業

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
「運動遊び教室」に参加した保育所・幼稚園・認定こども園数	125 園 (H24~27 年度)		200 園 (H28~31 年度)

対策 1-(2) 学校の体育授業及び体育的活動の充実

【概 要】

小・中学校の体力・運動能力は上昇傾向にあるものの、運動時間が少ない児童生徒の割合が全国と比較して高く、運動習慣が十分に定着していません。

このため、授業の質を高め合うことができる仕組みづくりや学校組織全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えることにより、学校の体育授業及び体育的活動を充実し、運動好きな子どもを育てます。

【主な取組】

①小学校における体育授業の質を向上するため、具体的な運動例や技能のポイント、用具の工夫等を写真や図解等で分かりやすく学べる副読本や体育授業のヒント集、映像で学べる動画等の教材を充実し、その活用を徹底します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・うちの子ども体力向上支援事業

②学校における体育学習・健康教育の質的向上を支援するため、体力・健康教育に課題のある学校に体育学習・健康教育の専門的な知見のある退職校長等を派遣し、学校の課題を明確にしたうえで、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・体育・健康アドバイザー支援事業

対策 1-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合(楽しい・やや楽しいと回答した割合)【再掲】	・小: 92.2% ・中: 87.0%	全国平均 ・小: 92.8% ・中: 85.4%	・小: 100% ・中: 100%

対策 1-(3) 教員やジュニアスポーツ指導者の指導力の向上

【概 要】

小・中学校のジュニア世代の運動・スポーツ活動は、その後のスポーツライフに大きな影響を与えることから、指導者には、選手の能力を最大限に引き上げるために、技術・戦術の指導力だけでなく、スポーツ医・科学を活用することやコミュニケーション能力、組織マネジメント能力など、幅広い知識や能力が求められています。

しかし、既存の研修会は、短期で完結するものや、競技種目ごとの専門的な技術・戦術指導に特化した研修会などが多く、身近な地域で幅広い内容を学ぶことができる機会が十分ではありません。

このため、ジュニア世代のスポーツ指導に係る研修の機会・内容の充実等により、教員やジュニアスポーツ指導者の指導力の向上を図ります。

【主な取組】

①本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、教員やジュニアスポーツ指導者を対象に、コーチに必要な多様な資質・能力を身に付けるための研修会を実施します。【再掲】

(具体的な事業)

・コーチアカデミー

対策 1-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
日本体育協会公認資格の有資格指導者数	1,168 人		1,500 人以上
障害者スポーツ指導員数(中級)	58 人		75 名以上

対策 1-(4) 運動部活動の充実

【概 要】

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育むとともに、各種大会等での活躍が仲間や教職員との連帯感を高める等、学校全体の知・徳・体の向上に相乗効果をもたらします。

本県においては、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた教育的配慮ある活動が実施されにくい状況がみられます。

このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどを行うことにより、運動部活動のさらなる充実を図ります。

【主な取組】

①技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者やスポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。【再掲】

(具体的な事業)

・運動部活動総合支援事業

②将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチに必要な多様な資質・能力を身に付けるための内容を総合的に学ぶことができる研修会を実施します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・コーチアカデミー

③各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、これまで以上に県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。【再掲】

(具体的な事業)

- ・競技スポーツ選手育成強化事業
- ・中学生競技力向上対策事業

④生徒の減少が進む中山間地域の学校における運動部活動のあり方や、指導者の資質向上等の課題を解決するため、関係者による検討会や研究会において、多様なスタイルの部活動や大会、効果的な指導方法、安全管理と事故防止の徹底などの研究や対策を実施します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・運動部活動総合支援事業

対策 1-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
運動部活動の加入率【再掲】	<ul style="list-style-type: none">・中男 63.8%・中女 41.7%・高男 63.6%・高女 25.3%	<ul style="list-style-type: none">全国平均・中男 72.0%・中女 50.2%・高男 60.0%・高女 28.3%	<ul style="list-style-type: none">・中男女 全国平均以上・高男 70%以上・高女 30%以上

対策 1-(5) 子どもたちの多様な運動・スポーツ機会の提供

【概 要】

中山間地域や過疎地域では、身近な地域で運動・スポーツ活動ができる場が少ないとや、団体競技に必要な人数を確保することが困難な場合があること、専門的な指導ができる人材が少ないとことなどの理由により、スポーツ活動が広がりにくい状況があります。

このため、地域の実情に応じて、総合型地域スポーツクラブや市町村、地区体育（協）会、スポーツ推進委員などが地域の枠を越えて連携・協働し、スポーツ参加を促す取組等を推進することで、子どもたちに多様な運動・スポーツの機会を提供します。

【主な取組】

①複数の市町村や総合型地域スポーツクラブ等が連携した、地域のスポーツ課題について協議する検討会の設置や課題解決に向けた取組を推進します。

(具体的な事業)

- ・スポーツを通じたエリヤネットワーク事業

2 競技力の向上

課題

- ・優秀なジュニア選手を発掘し、一貫した指導をする体制が構築されていません。
- ・トップ選手をさらにレベルアップする体制が構築されていません。
- ・全国トップレベルの指導実績がある指導者が少ない状況があります。
- ・体力測定データやスポーツ医・科学などの専門的な知見が指導現場で十分に活用されていません。
- ・スポーツ医・科学をサポートする体制が十分に整備されていません。

対策 2-(1) ジュニアから一貫した指導体制の確立

【概要】

競技者の育成において、発達段階に応じた技術や体力の到達目標、習熟度に応じた技術指導マニュアルなど、競技の特性に応じた基本的な考え方方が明確に示され、ジュニアから一貫した指導が継続して進められている競技団体は少なく、全体的には競技力が低迷しています。

このため、各競技団体において、競技者の発達段階や習熟度に応じた系統的な指導を行うためのプログラムの作成を支援し、ジュニア期からの一貫した指導体制を確立します。

【主な取組】

①各競技団体において、ジュニアから成人まで系統立てた一貫指導を行うためのプログラムを作成し、プログラムに基づく計画的・戦略的な育成・強化体制を確立するとともに、各団体の取組の改善に向けた評価・助言を行うプロジェクトチームにより P D C A サイクルによる競技力向上を図ります。

(具体的な事業)

- ・競技スポーツ選手育成強化事業

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
「競技者育成プログラム」に基づく育成・強化を実践している競技団体数	—		全競技団体 (43 団体)

対策 2-(2) 優秀な選手の発掘・育成と効果的な種目変更ができる体制づくり

【概要】

各競技団体では、主に、試合の結果を重視して強化選手を選抜する傾向が強く、各競技の特性に応じて、競技に関する様々な能力を見極めた選抜が行われていない場合があります。また、

客観的に個々の運動特性を判断・助言できる仕組みがないため、優秀な運動能力を有する人材が発掘されない場合もあると考えられます。

このため、優秀な選手を発掘し、効果的に育成するためのプログラムの活用、個々の運動特性に応じて競技種目の変更ができる体制づくりを進めます。

【主な取組】

①優秀な能力を有するジュニア選手を、運動特性に応じて発掘し、多様な運動プログラムを経験させる取組を実施するとともに、県内のスポーツ関係団体等の代表者で構成する会議を通じて、効果的に選手を発掘・育成するプログラムを各競技団体に普及します。また、小・中学生が自身の運動特性を客観的に把握できる体力測定会等を通して、競技種目の変更につながる体制づくりを進めます。

(具体的な事業)

- ・競技スポーツ選手育成強化事業
- ・ジュニア選手育成事業

対策 2-(3) トップ選手の重点的な強化

【概 要】

各競技における県内トップ選手の強化は、選手が所属するチームの指導者に任せられているのが現状であり、より高いレベルの経験をさせるには、選手や指導者に経費面の負担などが生じています。また、個々の選手の次のステージを考えると、チームの枠を越えた育成・強化ができる体制の整備も重要です。

このため、各競技団体が個々のチームの枠を越えて、組織全体でトップ選手のレベルアップを図るとともに、P D C A サイクルによる取組が進められる体制づくりを進めます。

【主な取組】

①県内トップ選手の活動をさらに充実させるための経費面の支援や、県競技団体が中央競技団体と連携し計画的・戦略的にトップ選手の育成・強化を行う一貫指導体制の整備を支援します。

(具体的な事業)

- ・競技スポーツ選手育成強化事業

対策 2-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
特別強化選手に指定された選手数	29 人		50 人以上

対策 2-(4) 指導者の資質向上と優秀な指導者の招へい・受入れ

【概 要】

近年、指導者には選手の能力を最大限に引き上げるために、技術・戦術の指導だけでなく、スポーツ医・科学の活用や組織マネジメント能力など、幅広い知識や能力が求められていますが、既存の研修会は、競技種目ごとの専門的な技術・戦術指導に特化した研修会などが多く、幅広い内容を学ぶことができる機会が十分ではありません。

また、指導者全体の資質を高める必要がある中で、県内で公認指導者資格を取得している指導者や上級資格を取得している指導者は、全国と比較するとあまり多くないのが現状です。県内の優秀な指導実績を有する指導者は限られていることから、県内指導者の資質向上に努める同時に、県外の優秀な指導者の活用も重要です。

このため、次世代を担う指導者の育成に向けた研修会の内容を充実するとともに、県外の優秀な指導者の招へいや本県への受入れを進めます。

【主な取組】

①将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチに必要な多様な資質・能力を身に付けるための内容を総合的に学ぶことができる研修会を実施します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・コーチアカデミー

②各競技団体や中・高等学校体育連盟の各競技専門部などが、これまで以上に県外の優秀な指導者を招へいする取組を広げるとともに、日本代表チームや海外チームの招へい等を通して、県外の優秀な指導者が本県スポーツに関わる機会の増加や移住を含めた本県への受入れをに向けた取組を進めます。

(具体的な事業)

競技スポーツ選手育成強化事業

- ・中学生競技力向上対策事業

対策 2-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
全国トップレベルの競技成績(国際大会・国体・全中大会・インターハイでベスト4 以上)を収めた指導者数	22 人		30 人以上

対策 2-(5) スポーツ医・科学の効果的な活用

【概 要】

各競技団体や学校の運動部活動などのスポーツの指導現場では、スポーツ医・科学の活用は個々の指導者に委ねられており、専門的な知見やデータを競技力向上の取組に十分生かし切れ

ていない状況があります。

このため、スポーツ医・科学を指導現場で活用することの必要性について、スポーツ関係団体や組織に対して、理解促進を図るとともに、個々のチームや指導者をスポーツ医・科学面からサポートする体制づくりを進めます。

【主な取組】

①データによる動作分析やメンタルトレーニング、専門的な体力測定とトレーニング指導などを各競技団体や学校の運動部活動などのスポーツの指導現場に広く提供するとともに、スポーツ医・科学の具体的な活用事例を周知する研修会等を実施することにより、各競技団体におけるスポーツ医・科学の組織的な活用を支援します。

(具体的な事業)

- ・スポーツトータルサポート事業

②運動部活動や競技ごとの強化事業を通じて、アスレチックトレーナーなどの有資格者によるサポートを受けることができる機会を拡大するとともに、資格取得につながる県独自の講習会を実施するなど、スポーツトレーナーの養成に向けた取組を進めます。

(具体的な事業)

- ・スポーツトータルサポート事業

③現在、スポーツ医・科学をサポートする拠点としては、県立青少年センターがあり、各種専門測定機器やトレーニング機器を一定整備していますが、県内全域をサポートするためには、スタッフの数や専門性、施設・設備面に課題があります。

このため、スポーツ医・科学面からのサポートをより充実させるための環境整備を進めます。

(具体的な事業)

- ・拠点スポーツ施設等整備事業

対策 2-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
スポーツ医・科学の担当者を配置し、組織的にスポーツ医・科学を活用している競技団体の数	23 団体		35 団体以上

対策 2-(6) 運動部活動の充実

【概 要】

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育むとともに、各種大会等での活躍が仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗効果をもたらします。

本県においては、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好

の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた教育的配慮ある活動が実施されにくい状況がみられます。

このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどを行うことにより、運動部活動のさらなる充実を図ります。

【主な取組】

①技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者やスポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・運動部活動総合支援事業

②将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチに必要な多様な資質・能力を身に付けるための内容を総合的に学ぶことができる研修会を実施します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・コーチアカデミー

③各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、これまで以上に県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。【再掲】

(具体的な事業)

- ・競技スポーツ選手育成強化事業
- ・中学生競技力向上対策事業

④生徒の減少が進む中山間地域の学校における運動部活動のあり方や、指導者の資質向上等の課題を解決するため、関係者による検討会や研究会において、多様なスタイルの部活動や大会、効果的な指導方法、安全管理と事故防止の徹底などの研究や対策を実施します。【再掲】

(具体的な事業)

- ・運動部活動総合支援事業

対策 2-(6)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
運動部活動の加入率【再掲】	<ul style="list-style-type: none">・中男 63.8%・中女 41.7%・高男 63.6%・高女 25.3%	<ul style="list-style-type: none">全国平均・中男 72.0%・中女 50.2%・高男 60.0%・高女 28.3%	<ul style="list-style-type: none">・中男女全国平均以上・高男 70%以上・高女 30%以上

対策 2-(7) 多様な競技スポーツ活動の充実

【概 要】

中山間地域や過疎地域では、身近な地域で運動やスポーツ活動ができる場が少ないとや、

団体競技に必要な人数を確保することが困難な場合があること、専門的な指導ができる人材が少ないことなどの理由により、スポーツ活動が広がりにくい状況があります。

このため、地域の実情に応じて、総合型地域スポーツクラブや市町村、地区体育（協）会、スポーツ推進委員などが地域の枠を越えて連携・協働し、競技力を高める取組等を推進することで、幅広い年代における競技スポーツ活動の充実を図ります。

【主な取組】

①複数の市町村や総合型地域スポーツクラブ等が連携した地域のスポーツ課題について協議する検討会の設置や課題解決に向けた取組を推進します。

（具体的な事業）

- ・スポーツを通じたエリアネットワーク事業

対策 2-(7)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
県民スポーツフェスティバル参加者数	3,497 人		4,000 人以上

3 地域における運動・スポーツ活動の活性化

課題

- ・成人の運動習慣が十分に定着していません。
- ・中山間地域や過疎地域では、スポーツ活動が制限されている場合があります。
- ・スポーツを通した地域活性化につながる取組が少ない状況があります。
- ・スポーツ活動を支えるボランティアを育成する体制が十分でない状況があります。

対策 3-(1) 地域の実情に応じた効果的・継続的な取組の展開

【概 要】

中山間地域や過疎地域では、身近な地域で運動・スポーツ活動ができる場が少ないとことや、団体競技に必要な人数を確保することが困難な場合があること、専門的な指導ができる人材が少ないとことなどの理由により、スポーツ活動が広がりにくい状況があります。

このため、地域の実情に応じて、総合型地域スポーツクラブや市町村、地区体育（協）会、スポーツ推進委員などが地域の枠を越えて連携・協働し、地域のスポーツ課題の解決に向けた効果的・継続的な取組の展開を図ります。

【主な取組】

①複数の市町村や総合型地域スポーツクラブ等が連携した地域のスポーツ課題について協議する検討会の設置や課題解決に向けた取組を推進します。【再掲】

（具体的な事業）

- ・スポーツを通じたエリアネットワーク事業

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
中山間地域の成人のスポーツ実施率	現状値なし ※H28 に県調査実施		H28 より増加させる

対策 3-(2) 女性がスポーツに参加しやすい環境づくり

【概 要】

本県における成人のスポーツ実施率をみると、男女とも 20 代～40 代の働き盛りの年代が他の年代に比べて低く、また、女性のスポーツ実施率が男性よりも低くなっています。女性のスポーツ実施率が低い原因として、子育て中の家庭では、子どもと離れて活動することが難しいことなどが考えられます。

このため、女性を対象としたスポーツ大会の実施や、母親が活動に参加しやすくするための大会運営等の工夫などにより、女性がスポーツに参加しやすい環境づくりを推進します。

【主な取組】

①女性に限定した特色あるスポーツ大会の実施や、既存のスポーツ大会やイベント、教室等において、子どもを対象としたスポーツ教室を同時に開催するなど、女性がスポーツ活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

(具体的な事業)

- ・地域における女性のスポーツ大会活性化事業

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
女性のスポーツ実施率	36.7%(H18) ※H28 に県調査実施	全国平均 39.2%(H27)	全国平均以上

対策 3-(3) 地域のスポーツ活動の活性化に向けた公共施設の有効利用

【概 要】

地域における日常的なスポーツ活動は、スポーツ施設を中心として実施されていますが、中山間地域や過疎地域では施設が十分に整備されておらず、他方、都市部では施設の不足が課題となっています。

このため、地域のスポーツ活動における学校の体育施設等の公共施設の有効利用を促進します。

【主な取組】

①学校体育施設の開放を進めるとともに、施設が利用者にとってより利用しやすいものとなるよう、市町村との連携により公共施設の運営形態の改善を図ります。

(具体的な事業)

- ・県立学校体育施設開放事業

対策 3-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学校体育施設の開放施設数	※H28 年度に県調査実施予定	全国調査はおよそ3年に一度実施	全国平均以上

対策 3-(4) スポーツの魅力や価値を認識することができる機会の提供

【概 要】

本県では、トップレベルのスポーツ選手のパフォーマンスを間近で見ることができる大会や交流会などの機会があまり多くありません。

世界各国からトップレベルの選手や指導者が集まる 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機に、トップレベルの練習や指導を間近で見たり、スポーツの意義等について考えたりする機会を得ることは、スポーツの魅力や価値の発見にもつながるものであり、ひいては本県のスポーツの振興に資するものです。

このため、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会における事前合宿の招致やスポーツを通じた交流を通して、県民がスポーツの魅力や価値を認識することができる機会を提供します。

【主な取組】

①2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会における事前合宿の招致を実現するため、招致活動における関係者間の情報共有や連携強化を図るとともに、幅広いネットワークを通じた招致活動を官民協働で進めます。

(具体的な事業)

- ・オリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致活動

②オリンピック・パラリンピックの理解促進を目的とした小・中・高等学校における啓発授業の実施や、オリンピック・パラリンピックへのかかわり方について考えるサミットの開催等を通して、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けた機運を醸成するとともに、県民のスポーツに対する興味・関心を一層高めます。

(具体的な事業)

- ・青少年体力向上事業

4 障害者スポーツの充実

課題

- ・障害者スポーツを取りまとめる組織体制が十分でない状況にあります。
- ・特別支援学校・学級の体育的活動を充実させる体制が十分ではありません。
- ・障害者の多様なスポーツ活動を行う環境が十分に整っていません。

対策 4-(1) 障害者スポーツを取りまとめる組織体制の充実

【概 要】

本県における障害者の運動・スポーツ活動は、主に福祉的な観点から、健康志向のレクリエーション活動などが中心であったため、競技志向の大会やスポーツ活動は、個人的に取り組まれることが多く、組織的な育成・強化が十分に行われていません。また、地域における運動・スポーツ活動においても、地区体育（協）会のように、地域ごとに活動を取りまとめている組織が少ない状況にあります。

このため、障害者スポーツ活動の充実に向けて、障害者スポーツの関係者の連携を強化し、活動を取りまとめる組織体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ①スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ、学校、行政等の連携の強化により、障害者のスポーツ活動機会の充実や組織体制の整備を進めます。
(具体的な事業)
 - ・地域における障害者スポーツ普及促進事業

対策 4-(2) 特別支援学校・学級における運動・スポーツ活動の充実

【概 要】

特別支援学校・学級において、より充実した運動・スポーツ活動を行うためには、多様な視点からの工夫や研究が必要ですが、障害の種別の違いや、幼稚部から高等部まで幅広い年代の児童生徒が対象であることから、研究・実践は各学校に委ねられており、関係者が協力して検討・研究する体制が十分整っていません。

このため、特別支援学校・学級の体育的活動を組織的に改善する体制を構築し、特別支援学校・学級における運動・スポーツ活動の充実を図ります。

【主な取組】

- ①特別支援学校・学級における運動部活動をはじめとする学校内での運動・スポーツ活動や、地域と連携したスポーツ活動の充実を図るため、学校を中心とした関係者による検討会で協議し、効果的な対策を進めます。
(具体的な事業)
 - ・地域における障害者スポーツ普及促進事業

対策 4-(3) 障害者スポーツ指導者の育成

【概 要】

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、楽しみ志向の活動から競技活動に至るまで、幅広い障害者スポーツの広がりに対応した指導者の育成が必要になっていきます。

このため、障害者スポーツの理解啓発の取組や研修会を通じて、障害者スポーツ指導者の育成を進めます。

【主な取組】

①将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチに必要な多様な資質・能力を身に付けるための内容を総合的に学ぶことができる研修会を実施します。

(具体的な事業)

- ・コーチアカデミー

対策 4-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
障害者スポーツ指導員数(中級)【再掲】	58 人		75 名以上

対策 4-(4) 障害者スポーツのトップ選手の重点強化

【概 要】

各競技における県内トップ選手の強化は、選手が所属するチームの指導者に任せられているのが現状であり、より高いレベルの経験をさせる取組には、選手や指導者に経費面の負担などが生じています。また、個々の選手の次のステージを考えると、チームの枠を越えた育成・強化ができる体制の整備も重要です。

このため、各競技団体等が個々のチームの枠を越えて、組織全体でトップ選手のレベルアップを図るとともに、P D C A サイクルによる取組が進められる体制づくりを進めます。

【主な取組】

①県内トップ選手の活動がさらに充実するための経費面の支援や、県競技団体等が中央競技団体と連携し計画的・戦略的にトップ選手の育成・強化を行う一貫指導体制の整備を支援します。

(具体的な事業)

- ・競技スポーツ選手育成強化事業

対策 4-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
特別強化選手に指定された選手数	4 人		15 人以上

対策 4-(5) 身近な地域におけるスポーツ参加機会の提供

【概 要】

障害者の運動・スポーツ活動については、県立障害者スポーツセンターを中心に、総合型地域スポーツクラブなどでさまざまな活動が行われていますが、ボランティアが不足していることや活動機会が少ないとこと、活動場所が限定されることなどにより、身近な地域で気軽に参加できる環境が十分に整備されていません。

このため、障害者スポーツを普及するための体制づくりや対策の検討を進めるとともに、スポーツ教室やイベントの実施などにより、障害者が身近な地域で運動・スポーツ活動に参加できる機会を提供します。

【主な取組】

①障害者のスポーツ参加機会の充実に向けて、スポーツ関係者や障害福祉関係者が集まり、障害者スポーツを普及するための体制づくりや対策の検討を行う会議を開催するとともに、気軽に参加できるスポーツ教室やイベント、ボランティア研修会等を実施します。

(具体的な事業)

- ・地域における障害者スポーツ普及促進事業

対策 4-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
高知県障害者スポーツ大会への参加者数	1,386 人		1,700 人以上

5 スポーツ施設・設備の整備

課題

- ・地域や競技の拠点となる施設が十分に整備されていない状況があります。
- ・スポーツ活動をサポートするための施設・設備が十分に整っていません。

対策 5-(1) 拠点となるスポーツ施設の整備

【概要】

平成14年によさこい高知国体で県内の主要なスポーツ施設は一定整備されましたが、競技力の向上やスポーツツーリズムの推進などの観点から、より充実した施設の整備が必要になっています。

このため、競技者がより質の高い活動ができるよう、拠点となる施設を中心に、必要な施設の整備を計画的に進めます。

【主な取組】

①競技の拠点となる施設を中心に、必要な整備を計画的に進めます。

(具体的な事業)

- ・拠点スポーツ施設等整備事業

対策 5-(2) スポーツ活動をサポートするための施設・設備の整備

【概要】

より充実したスポーツ活動を展開するには、スポーツ医・科学など、スポーツ活動を側面からサポートするための施設・設備の充実が必要ですが、県内にはこうした施設・設備が十分に整備されていません。

このため、スポーツ医・科学の効果的なサポートの実践に向けた施設・設備の整備を計画的に進めます。

【主な取組】

①県立施設を中心に、トレーニング機器の充実を図るとともに、スポーツ医・科学面のサポート体制の充実を図ります。

(具体的な事業)

- ・拠点スポーツ施設等整備事業

対策 5-(3) 地域のスポーツ施設の整備

【概要】

本県の山間部ではスポーツ施設が十分に整備されていないため、運動やスポーツ活動を行うには、離れた地域までの移動を伴うことなどから、スポーツ活動が広がりにくい状況があります。

す。

このため、市町村と連携し、地域のスポーツ施設について必要な整備を計画的に進めます。

【主な取組】

①地域の拠点となる施設を中心に、市町村との連携により必要な整備を計画的に進めます。

(具体的な事業)

- ・拠点スポーツ施設等整備事業

